

国民年金未納要因の計量分析¹

一橋大学 国際・公共政策大学院
公共経済プログラム 修士2年

阿部 由人

2017年11月

¹ 本稿は、一橋大学国際・公共政策大学院・公共経済プログラムにおけるコンサルティング・プロジェクトの最終報告書として、受入機関である国立社会保障・人口問題研究所に提出したものである。本稿の内容は全て筆者の個人的見解であり、受入機関の見解を示すものではない。

要旨

本稿では、『国民年金被保険者実態調査』のデータを中心に都道府県別パネルデータを構成し、固定効果モデルにより国民年金未納要因の分析を行った。その結果、受給資格期間や納付期間・年金額関係の周知度が高いほど、滞納率が低くなることが確認された。特に受給資格期間の周知度は6割にとどまっており、この基本的な知識の周知徹底が未納対策として有効であると考えられる。

また、個人所得の平均値が高いほど滞納率が低いという流動性制約が確認された。低所得者に対しては保険料免除制度や若年者納付猶予制度の利用を促進してきたにも関わらず、流動性制約が確認されたことは、制度利用がまだ不十分であることを示していると推測される。

加えて、年固定効果が2008年調査から2011年調査にかけて大きくジャンプしていることから、リーマン・ショックの影響が大きかったと考えられる。

謝辞

本稿は、一橋大学国際・公共政策大学院（公共経済プログラム）におけるコンサルティング・プロジェクトの最終報告書であり、プロジェクトの受入機関である国立社会保障・人口問題研究所に提出したものである。

受入担当者である社会保障応用分析研究部の大津唯研究員には、10ヶ月に及ぶ長いプロジェクトにおいて、数々の有益なご指摘や情報提供をしていただくなど、常に丁寧な対応をしていただいた。また、社会保障基礎理論研究部の安藤道人研究員（当時。筆者の大学院における「計量経済分析」の授業の担当講師であった。現在は立教大学経済学部准教授。）に大津研究員をご紹介していただいたことで、このプロジェクトを開始できた。本稿は両名のご協力により完成したものであり、ここに記して、感謝申し上げたい。

なお、本稿の内容は全て筆者の個人的見解であり、受入機関の見解を示すものではない。また、残された誤りの責任は全て筆者に帰する。

目次

第1節	はじめに	5
第2節	国民年金制度と未納対策の概要.....	6
第1項	国民年金制度の概要.....	6
第2項	未納対策の経緯.....	10
第3節	先行研究	12
第1項	マクロデータによる先行研究	12
第2項	ミクロデータによる先行研究	14
第3項	本稿の位置付け.....	16
第4節	分析の枠組み.....	17
第1項	被説明変数と推定式.....	17
第2項	説明変数と予想される符号	19
第5節	分析結果	22
第1項	推定結果	22
第2項	政策インプリケーション.....	25
第6節	おわりに	27
補足	2014年国民年金被保険者実態調査の概要	29
【参考文献】	57

図表目次

図表 1	公的年金制度の仕組み	33
図表 2	年齢階級別、男女別就業状況.....	34
図表 3	納付状況の推移（上：全体、下：納付義務者のみ）	35
図表 4	全額免除相当別納付状況.....	36
図表 5	納付方法別納付状況	36
図表 6	各種年金知識の周知度	37
図表 7	各年金知識の質問票における説明.....	38
図表 8	未納対策を中心とした年表.....	39
図表 9	記述統計量	40
図表 10	年度別加重平均値	41
図表 11	変数間の相関マトリクス.....	42
図表 12	推定結果 ①フルサイズ.....	43
図表 13	推定結果 ②有効求人倍率をドロップ.....	44
附表 1	マクロデータによる先行研究一覧（1/3）	45
附表 2	マクロデータによる先行研究一覧（2/3）	46
附表 3	マクロデータによる先行研究一覧（3/3）	47
附表 4	マイクロデータによる先行研究一覧（1/4）	48
附表 5	マイクロデータによる先行研究一覧（2/4）	49
附表 6	マイクロデータによる先行研究一覧（3/4）	50
附表 7	マイクロデータによる先行研究一覧（4/4）	51
附表 8	マクロデータによる先行研究の結果一覧.....	52
附表 9	マイクロデータによる先行研究の結果一覧（1/2）	54
附表 10	マイクロデータによる先行研究の結果一覧（2/2）	55

第1節 はじめに

我が国は「皆年金」制度をとっており、20歳から59歳の者は全員、公的年金制度に加入する。老後の主要な所得源は公的年金²であり、「皆年金」であることは全国民が年金給付を期待することができることを意味する。

しかしながら、保険料の未納があるために、年金受給権のない者（無年金者）が少なからず存在する。2017年8月より、受給権を得るために必要な保険料納付期間（受給資格期間）が25年から10年に短縮されたが、それでも無年金者は26万人以上存在する³。

未納は無年金につながるほか、公的年金制度が賦課方式（世代間扶養の仕組み）をとっていることなどから、かねてより問題視されている。未納対策として、保険料免除等の制度の拡大や利用促進、強制徴収の強化など、様々な努力が行われてきた。しかしながら、未納のある者の割合は概ね横ばいで推移⁴しており、目立った成果はあげられていない。

本稿では、『国民年金被保険者実態調査』のデータを中心に都道府県パネルデータを構成し、固定効果モデルにより未納要因の分析を行う。未納要因の先行研究は多く、所得や就業形態から主観的割引率まで、様々な要因が研究されてきた。しかし、その多くは年金政策に直接関係ないものや、政策的にコントロールし難いものがほとんどであった。

そこで本稿では、未納要因として年金知識に着目して分析を行う。どの年金知識が未納防止に寄与するかが分かれば、年金政策としてその知識を中心に周知徹底すればよいことになる。そのほかにも、先行研究ではまだ分析されていない最新制度の影響やリーマン・ショックの影響なども分析する。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では年金制度と未納対策を概説し、第3節では先行研究を概観した上で本稿の位置付けを確認する。第4節では分析の枠組みを示し、第5節では分析結果と政策インプリケーションを考察する。

なお、未納（者）は滞納（者）と称されることもあるが、大きな意味の違いはない。本稿では、第3節までは一般的によく使われている未納を用いているが、第4節以降では滞納を用いている（『国民年金被保険者実態調査』では「1号期間滞納者」という用語が用いられているため）。また、年の表記は本稿を通じて西暦に統一している。

² 厚生労働省「2016年国民生活基礎調査の概況」p.12によると、高齢者世帯では所得の65%が公的年金（恩給を含む）であり、全所得が公的年金（恩給を含む）である高齢者世帯は54%にのぼる。

³ 厚生労働省 第28回社会保障審議会 年金事業管理部会「受給資格期間短縮に係る対応について」（2017年1月23日）p.2。より詳細には、受給資格期間短縮により年金受給権が生じると思われる者が64万人、任意加入制度を利用して60歳以降も保険料を納付すれば受給権が生じる可能性がある者が17万人、任意加入をしても受給権を得られない者が26万人である。逆に言うと、受給資格期間短縮前は、受給権のなかった者（無年金者）は107万人いたことになる。

⁴ 納付状況の推移は図表3参照。

第2節 国民年金制度と未納対策の概要

本節では、本稿の研究の背景を概観する。第1項では国民年金制度の概要を、第2項では未納対策の経緯を確認する。

第1項 国民年金制度の概要

我が国の公的年金制度の特徴は「皆年金」であることであり、20歳から59歳の者全員が、何らかの形で公的年金制度に加入している。公的年金は、全国民共通の国民年金と被用者を対象とする厚生年金からなり、「2階建て構造」と称される（図表1）。後述のように、本稿の分析対象は第1号被保険者のみとなる。

本項では、国民年金制度について、納付面、給付面、保険料免除等の順で概説する。

（1）保険料の納付と受給資格期間

国民年金の被保険者は、第1号、第2号、第3号の3つに区分される。第1号被保険者は、第2号、第3号被保険者に該当しない者（自営業者、無職の者、学生など）と定義される（内訳は図表2参照）。第2号被保険者は、サラリーマンや公務員といった厚生年金の被保険者であり、第3号被保険者は第2号被保険者の被扶養配偶者⁵（専業主婦など）が該当する。そして、保険料やその納付方法が、それぞれ異なる。

第1号被保険者は、定額の国民年金保険料（2017年度は月額16,490円）を、毎月自主納付する必要がある⁶。第2号被保険者は、報酬比例の厚生年金保険料（2017年9月以降は報酬の18.3%）を労使折半で納める⁷。ただし、自己負担分は事業主が給料から天引きして納付するため、被保険者が自ら納める必要はない。第3号被保険者は、国民年金保険料を納める必要がなく、代わりに厚生年金から国民年金へと拠出がなされている。

以上のように、保険料を自主納付するのは第1号被保険者のみであることから、未納問題も第1号被保険者固有のものとなる。

当然のことながら、未納が続くと年金給付は受けられない。年金受給権を得るために必要となる、保険料納付済期間と保険料免除・納付猶予期間等（詳細は後述）を合算した期間は、

⁵ 第2号被保険者の収入により生計を維持する者であることが条件とされており、一定以上の収入があれば第1号被保険者となる。

⁶ 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならず、2年を経過すると時効により納付できなくなる。なお、納付時期を当月末にすることで保険料が割引かれる早割や、一括して前払いすることで割引を受けられる前納もある。

⁷ なお、厚生年金に加入すると国民年金にも加入したことになり、国民年金保険料は厚生年金保険料と区別されずに一括して徴収される。すなわち、厚生年金保険料には国民年金保険料も含まれていると考えられる。

受給資格期間と呼ばれる。例えば、主要な年金給付である老齢基礎年金は、10年の受給資格期間を満たした者が受け取れる。

(2) 年金給付

老齢基礎年金は、10年（2017年9月までは25年であった）の受給資格期間を満たした65歳以上の者が受け取れる。給付額は定額⁸であり、2017年度は年額779,300円である。ただし、受給資格期間を満たしていても未納がある場合には、その分年金額が減らされる。例えば、20歳から59歳までの40年分のうち30年分しか納めていない場合、年金給付額は4分の3となる。

老齢基礎年金に加えて、国民年金の給付には障害基礎年金や遺族基礎年金もあり、それぞれ受給のための要件が異なる。

障害基礎年金は、一定の傷病⁹のある者に対して、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上である場合に支給される¹⁰。障害等級は1級¹¹と2級¹²に分かれ、前者では $1.25 \times 779,300$ 円、後者では779,300円に、それぞれ子の加算¹³を加えた額を受給できる。

遺族基礎年金は、死亡した者によって生計を維持されていた子又は子のある配偶者が対象に支給されるものであり、年金額は779,300円+子の加算¹⁴である。ただし、死亡した者につき、被保険者であるか、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者であることが必要¹⁵である。

なお、基礎年金給付の財源の半分は、国庫負担である（図表1）。

⁸ 対して、老齢厚生年金の給付額は報酬比例である（図表1）。

⁹ 障害年金の対象となる傷病としては、眼、聴覚、肢体の障害などの外部障害、統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害などの精神障害、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなどの内部障害に大別される。

¹⁰ ただし、初診日が2026年3月30日までの傷病による障害については、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない場合にも受給できる。

¹¹ 両上肢の機能に著しい障害を有する、両下肢の機能に著しい障害を有する、両眼の矯正視力の和が0.04以下など。

¹² 1上肢の機能に著しい障害を有する、1下肢の機能に著しい障害を有する、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下など。

¹³ 第1子・第2子は各224,300円、第3子以降は各74,800円。

¹⁴ 障害基礎年金と同様に、第1子・第2子は各224,300円、第3子以降は各74,800円。

¹⁵ ただし、2026年3月30日までは、死亡日に65歳未満であれば、死亡した月の前々月までの1年間に未納がなければ受給できる。

(3) 保険料免除、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度

前述のように第1号被保険者は保険料を自主納付する必要があるが、経済的に保険料を納めることが難しい者に対しては保険料の免除制度や納付猶予制度がある¹⁶。

免除制度は、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合などに利用でき、所得基準に応じた4段階（全額、4分の3、半額、4分の1）の保険料免除¹⁷がある。これは、多段階免除と称される。

若年者納付猶予制度は、30歳未満の者で本人及び配偶者¹⁸の前年所得が一定額以下¹⁹の場合に利用できる。ただし、2016年7月から2025年6月までの時限措置として対象年齢が50歳未満に拡大されており、納付猶予制度と改称されている。

免除・猶予制度の適用期間は、受給資格期間に算入される。しかし、納付猶予期間は年金額には反映されず、免除期間の年金額への反映は限定的となる。例えば、全額免除の場合は通常の2分の1だけが年金額に反映²⁰される²¹。ただし、10年以内に保険料の追納²²を行うことで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができる。

なお、学生向けには学生納付特例制度がある。納付猶予制度と同様に、適用期間は受給資格期間には算入されるが、年金額へは反映されない。

¹⁶ 免除制度の趣旨は、「諸外国の社会保険方式の年金制度においては、無業者・低所得者については、制度の適用除外としていることが一般的」であるが、「わが国は、『国民皆年金』の考え方に立ち、無業者・低所得者など、現時点で保険料の納付が難しい者であっても、将来、負担能力が生じることもあるので、これらの者も適用除外とすることなく負担能力に応じた保険料免除を制度的に導入するとともに、保険料免除を受けた者（期間）に対しては、一定の範囲で税財源による年金給付を行う仕組みを設け、できる限り将来の年金受給に結びつけるよう配慮」することであると説明されている（社会保障国民会議 第5回所得確保・保障（雇用・年金）分科会（2008年6月4日）資料「低年金・無年金対策について」p.3）。

¹⁷ 所得基準は、前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることである。

- (1) 全額免除：(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
- (2) 4分の3免除：78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- (3) 半額免除：118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- (4) 4分の1免除：158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

なお、扶養親族等控除額・社会保険料控除額等は、年末調整・確定申告で申告された金額である。

¹⁸ 免除制度と異なり、世帯主は含まれていないことに注意が必要である。

¹⁹ 所得基準は、全額免除の場合と同様に「(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円」である。

²⁰ 仮に40年間全額免除が適用されたとすると、老齢基礎年金は年額389,700円（満額である779,300円の半分）となる。

²¹ これは、年金給付の財源の半分が国庫負担であることが関係している。半額免除の場合は、国庫負担分(1/2)と自己負担分(残りの1/2のうちの1/2)で通常の4分の3(1/2+1/2×1/2=3/4)の年金額となる(対して、40年間のうち20年しか納付していない場合の年金額は通常の2分の1である)。同様に、4分の3免除の場合は通常の8分の5(1/2+1/2×1/4=5/8)の年金額、4分の1免除の場合は通常の8分の7(1/2+1/2×3/4=7/8)の年金額となる。

²² 追納は、未納保険料を後から納める後納と区別される。保険料は2年を経過すると時効により保険料を納付できなくなるが、2015年10月から2018年9月に限り、過去5年分まで納付できる(5年の後納制度)。なお、2012年10月から2015年9月までは、過去10年分まで納付できた(10年の後納制度)。

以上の制度は自動的に適用されるものではなく、利用したい者が自ら申請し、適用基準を満たすと認められてはじめて適用されることとなる（申請主義）。逆に、満額給付を受けるために、適用基準を満たしていたとしても、保険料を全額納めるという選択肢もある。

国民年金保険料の未納とは、保険料全額免除²³・保険料納付猶予・学生納付特例制度（以下、「免除・猶予等」）を利用せずに保険料を納めないことである。そうすると、当然のことながら受給資格期間や年金額への算入はなく、無年金・低年金の原因となる。

²³ 当然のことながら、全額免除以外の免除（一部免除）であれば、残りの自己負担分の納付義務があるため、その分を納付しなければ未納となる。

第2項 未納対策の経緯

当然、厚生労働省や旧社会保険庁、日本年金機構（以下、当局）は、未納問題に対して手をこまねいてきたわけではなく、様々な対策行ってきた（図表8）。未納対策は、①低所得者に対する免除・猶予等の制度拡大や利用促進、②高所得者に対する納付督促や強制徴収、③納付方法の拡充や免除・猶予等の申請手続きの簡素化、④年金制度への理解の促進に大別できる²⁴。

これらの対策は、必ずしも完全に機能しているわけではなく^{25,26}、未納のある者の割合は概ね横ばいで推移している（図表3上）。本項では、『国民年金被保険者実態調査』のデータを参照しながら、それぞれの未納対策の効果を検討する。

前項で確認したように、低所得者向けには全額免除制度や若年者納付猶予制度がある（制度拡充等の年表は図表8参照）。そのため、これらの適用基準を満たす者は理論上、未納にならないはずである。しかし、2014年度調査によると全額免除基準を満たす者²⁷のうち有滞納者は24.3%（105万人）に達し、免除・猶予等の利用者は計50%弱にとどまる²⁸（図表4）。このことからすると、制度利用が不十分であり、利用促進によって未納を防ぐ余地は大きいと言えよう。

なお、前項で確認したように免除・猶予等は申請主義をとっている。そのため、適用基準を満たしていても申請忘れなどにより未納になることもある。申請主義の見直し等は断続的に議論されてきており、免除継続意思確認や免除委任制度など²⁹、徐々に当局による積極的な対応がなされるようになってきている（図表8の年表参照）。

²⁴ 加えて、パート等の短時間労働者への厚生年金の適用拡大が、2016年10月より始まった。しかし、これは直接的な未納対策というよりも公的年金制度全体の適正化といつもお世話になっております言った方が適切であろう。なぜなら、常用雇用やパートの者といった給与所得者を厚生年金の被保険者とすることで、第1号被保険者の人数自体を減少させ、自動的に未納者も減少させるものであるからである。

²⁵ 旧社会保険庁は2003年、今後5年間で納付率（＝納付月数÷納付対象月数×100）80%という中長期的目標を設定したが（社会保険庁「国民年金納付実績と今後の収納対策」）、2002年度以降、納付率が70%を超えたことはない。

²⁶ なお、「日本年金機構中期計画」（第1期：2010年1月1日から2014年3月31日）p.4では、納付率低下に歯止めをかけ、できるだけ早く2009年度の実績を上回ることを目標としていた。そして、「日本年金機構の第1期中期目標期間の業務実績の評価結果」p.2では、2013年度に2009年度実績を上回ったとしている。ただし、この期間はリーマン・ショックによる景気の悪化とその回復期であるため、年金政策以外の影響を大きく受けると考えられることに留意すべきであろう。

²⁷ 「納付義務者（本人、配偶者または世帯主）のうち最多所得者について、（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円を総所得金額から控除して得た額（障害者・寡婦の場合は、125万円を総所得金額から控除して得た額と上記の額とのうち、小さい方の額）」が「0円」に分類されている者のことである。

²⁸ なお、残りの27.6%は完納者である。免除等の存在を知らずに納付している者も存在しうが、多くは将来の年金額を満額に近づけるべく、低所得であっても納付しているのだと考えられる。

²⁹ 2005年には免除継続意思確認が開始された。これは、全額免除や（若年者）納付猶予制度の申請時の申し出があれば、翌年度以降、本人からの申請を待つことなく適用審査を行うものである。また、2016年には免除委託制度の運用が開始された。これは、厚生労働大臣の指定を受けた者（指定全額免除申請事務取扱者）が、全額免除や納付猶予の適用基準を満たす者の委託により、申請をすることができる制度である。なお、職権による免除適用へと抜本的に改変することについては、慎重な意見が優勢のようである（例え

納付督促や強制徴収については、具体的には未納者に対して文書・電話・戸別訪問による納付督促が行われ、度重なる督促に応じない場合には財産差押といった強制徴収³⁰が行われる³¹。これらにより対象者の納付促進や波及効果が期待されるが、2014年調査によると、本人所得が700万円以上の者（最多所得階級）のうち、未納のある者は16.8%（3.6万人）も存在する。

したがって、納付督促や強制徴収の強化が必要と言えよう。財産差押の所得基準は、2015年度までは400万円以上であったが、2016年度に350万円、2017年度に300万円へと引き下げられた。また、2015年10月からは、所得1,000万円以上かつ未納月数13月以上の者に対して、国税庁への強制徴収委任も行われている³²。ただし、強制徴収は費用対効果が悪い³³こともあり、可能な限り期日までの納付（または免除・猶予等の利用）を促すことも重要である。

納付方法の拡充や申請手続きの簡素化といった利便性の向上も、度々行われてきた（図表2-11）。ただし、納付方法の拡大（利便化）は納付意欲を向上させ得る一方で、未納になりやすい状況を生み出している可能性もあることに注意が必要であろう。特に、コンビニ納付利用者の6割が有滞納者であり、他の納付方法と比べて突出している（図表5）。

年金知識の周知度についても課題が残る。2014年調査によると、若年者猶予制度や強制徴収³⁴の存在、給付額の実質的価値の維持や国庫負担など、周知度が5割に満たない項目が少なくない（図表6）。さらに、年金知識の不足が未納につながっている可能性があり、この点を分析することが本稿の目的のひとつとなる。

ば、厚生労働省 第5回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会資料「専門委員会におけるこれまでの議論」（2013年12月13日）pp.9-11）。

³⁰ 国民年金法第96条は、滞納者に対して国税滞納処分の例に従った処分ができる旨を定めている。

³¹ 平成28年度の実績は、文書による督促が4242万件、電話による督促が3846万件、戸別訪問（面談）が673万件、財産差押が13,962件である（厚生労働省年金局・日本年金機構「公的年金度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」（2017年6月30日）p.3）。

³² 実績は、2015年度が22件、2016年度が35件である（厚生労働省年金局・日本年金機構「公的年金度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」（2017年6月30日）p.3）。

³³ 国民年金の強制徴収費用は100円徴収あたり約30円であり、国民年金全体の徴収費用が100円あたり約3円であることに比べると割高である（参議院厚生労働委員会（2016年12月6日）会議録）。なお、国税においては、100円徴収あたり約1.4円である（国税庁「第65回事務年報（2015年度）」p.144）。

³⁴ 強制徴収の周知度が5割を切っていることが、未納抑制効果（波及効果）を大きく減じていると考えられる。悪質な未納者に対する強制徴収自体も重要であるが、強制徴収の存在・実績を周知することも重要であろう。

第3節 先行研究

国民年金の未納要因については、これまで様々な項目が分析されてきた。本節では、マクロデータ（都道府県データ等）による先行研究とマイクロデータ（厚生労働省調査の個票や独自のアンケート）による先行研究（先行研究の一覧は附表1～7参照）³⁵を概観した後、本稿の位置付けを確認する。

先行研究のなかには、分析対象を学生や都市部に限定したもの³⁶や未加入要因を分析したもの³⁷もあるが、これらは割愛している。なお、未加入とは20歳から59歳であるにも関わらず公的年金制度に加入していないことを指す³⁸。対して、未納は公的年金加入者が免除・猶予制度等を利用することなく保険料を納めないことであり、両者は区別される³⁹。

第1項 マクロデータによる先行研究

マクロデータによる先行研究では、県民所得や失業率などの都道府県データが、都道府県ごとの未納率にどう影響するかが検証されている。また、時系列データでもあるため、年固定効果（制度変更の効果）も分析されている。本項では、マクロデータによる先行研究を概観する（推定結果一覧は附表9,10参照）。

最古の実証研究である小椋・千葉（1991）においては、全国集計データを用いて、未納要因として相対的国民年金保険料率（国民年金保険料÷自営業主人当り所得）を検証している。その結果、相対的国民年金保険料率が1%上昇すると、非納付率が4%上昇するという結果を得ている。

駒村（2001）では、保険料負担能力の代理変数として家計消費支出額を検証している。その結果、消費額が増えるほど納付率が有意に増えるものの、他の要因（有効求人倍率や20

³⁵ なお、マイクロデータによる先行研究の中には、公的年金が任意加入だった場合に加入・納付するか、といった仮説的な状況に対する納付意思などを分析したものもある（附表4～7の注参照）

³⁶ 例えば佐々木（2012）は、著者による学生を対象とした数々の分析をまとめたものである。また、関根（2008）は、町村部と比べて未納率の高い都市部を分析対象としている。さらに、四方ほか（2010）と四方ほか（2012）は、20歳から30歳の者を対象とし、未納に加えて全額免除や若年者納付猶予の利用を含めた分析を行っている。

³⁷ 未加入要因を分析した研究を列挙すると、次の通りである。鈴木、周（2000）、鈴木、周（2001）、阿部（2003）、鈴木、周（2005）、塚原（2005）、鈴木、周（2006）、湯田（2006）、酒井（2009）。なお、マイクロデータによる先行研究のうち阿部（2001）、暮石（2016）は未加入・未納の両方を分析している（附表4,7の注参照）。

³⁸ 厚生労働省の『公的年金加入状況等調査』によると、第1号未加入者（届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば第1号被保険者になる者）数は、1998年の99.3万人（公的年金加入者の1.4%）から、2013年には18.9万人（公的年金加入者の0.3%）にまで減少している。対して、『国民年金被保険者実態調査』によると、2012,2013年度に1ヶ月分でも未納がある者は500万人以上（第1号被保険者の約3分の1）であり、非加入者数と比較すると非常に多い。

³⁹ なお、阿部（2001, p.151）は「未加入と未納の決定要因は構造的に違うことが認められた」としている。しかし、マイクロデータによる先行研究では未納と未加入とを区別していないものもある。駒村、山田（2007, p.33）も指摘するように、データ上、未納と未加入とを正確に区別することが難しいからである。

～24 歳人口比率) と比べて係数が相対的に小さいことから、保険料負担感が未納に与える影響は小さいとしている。また、年固定効果については 1997,1998 年に未納率が急上昇する結果を得ている。

以上 2 つは保険料負担に着目したものであるのに対し、丸山,駒村 (2005) では就業状況の影響を分析している。推定結果から、大卒・高卒無業率や大卒一時的な仕事率、第三次産業比率⁴⁰が高まると未納率が増える、すなわち無業者や非典型労働者が未納になりやすいとしている。また、年固定効果については 1997,2002 年度に未納率が急上昇している。その要因としては、1997 年度に従来の未加入者の多くを未納者にしたこと、2002 年度に免除適用基準を厳格化したことや国が徴収主体となり地域組織が活用されなくなったことが指摘されている (制度変更の年表は図表 8 参照)。

齊藤 (2011) においても就業状況の影響が検証されており、完全失業率や自営業率が高くなると納付率が下がることが確認された。また、離婚率が高くなると納付率が下がることも確認されている。この理由として、離婚によって第 3 号被保険者であった妻が第 1 号被保険者になることが挙げられている。

中橋 (2011) においては、生活保護や個人年金が国民年金の代替となっているかが検証されている。推定の結果、個人年金保有契約率は有意でなかったが、生活保護率の上昇は有意に未納率を上昇させることが確認され、生活保護が国民年金の代替となっている可能性が指摘されている⁴¹。なお、年固定効果については丸山,駒村 (2005) と同様に 1997,2002 年度の未納率上昇が確認されているが、加えて 2005 年度に未納率減少がみられ、若年者猶予制度導入が影響したと指摘されている。

加えて、山口 (2007)、山口,佐藤 (2008) では同時方程式モデルによる推定が行われている。山口 (2007) では多くの要因を分析されているが、特に興味深いのは半額免除ダミーが未納率を有意に高めることが確認されたことである。ただし、2002 年度には半額免除制度導入と同時に、免除認定の厳格化や収納事務の移管もあった (制度変更の年表は図表 8 参照)。そのため、(山口 2007, p.274) は半額免除ダミーの結果はこれらの効果が出てしまっている可能性があるとして指摘している。

また、山口,佐藤 (2008) では健康保険等との相互依存関係を検証しており、国民健康保険加入率が高まるほど国民年金の納付率が高まること、一人当たり医療費が高いほど納付率が下がることが確認された。

⁴⁰ 非典型労働者比率の代理変数として用いられている。

⁴¹ 別の可能性として、都道府県経済の停滞が未納率と生活保護率に影響しただけであることも挙げているが、1 人当たり県民所得や高校卒業無業者率など地域経済要因はコントロールされているとしている。

第2項 ミクロデータによる先行研究

ミクロデータによる先行研究では、所得や就業状況などの客観的な要因のみならず、主観的余命やリスク回避性向といった主観的な要因を分析したものも多い。本項では、ミクロデータによる先行研究を未納要因ごとに概観する（推定結果一覧は附表8参照）。

所得や貯蓄などが少ないために未納になるという流動性制約は、最も基本的な未納要因であると考えられている。具体的な指標は研究により異なるが、多くの研究で有意な結果が出ている。

自営業者等に比べて非正規労働者は未納になりやすいという就業状況要因については、中嶋,杵臼,北村（2005）、山田（2009）、四方,駒村,稲垣,小林（2012）において検証されており、いずれも有意な結果が出ている⁴²。

個人年金や生命保険が国民年金の代替となっているかについては、先行研究では代替関係は確認されていない。阿部（2001）では生命保険加入により納付率が上昇し、山田（2009）では個人年金や生命保険の保険料支払額が増えるほど納付率が上昇するという推定結果から、むしろ補完関係であると考えられる。

以上がミクロデータによる先行研究のうち、マクロデータによるものとの関わりの深い部分であり、両者の結果は整合的である（ただし、貯蓄の効果のみ逆の結果となっている）。加えて、ミクロデータによる先行研究においては主観的要因や年金知識に着目したのものがある。

主観的要因については、中嶋,杵臼,北村（2005）や杵臼,中嶋,北村（2007）において、主観的余命が長いほど未納になりにくいことが確認された。また、杵臼,中嶋,北村（2007）や四方,駒村,稲垣,小林（2012）においては、リスク回避的であるほど未納になりにくいことが確認された。さらに、杵臼,中嶋,北村（2007）や駒村,山田（2007）では、主観的割引率が高いほど、すなわち後の時間ほど低く評価するほど、未納になりやすいことが確認された。

年金知識については、四方,駒村,稲垣,小林（2012）は年金給付額（月額）に着目しており、アンケート調査の結果、国民年金給付の満額が全く分からないと回答している者が約25%もいることが確認された⁴³。さらに、国民年金の予想給付額と納付率との関係を推定した結果、月額約8万円を納付率最大とする2次関数となった。これは、予想給付額が正確な値（約6.5万円）から大きく離れると未納になりやすいと解釈できる。

また、山田（2009）では、『2002年国民年金被保険者実態調査』の個票を用いて、各種年金知識を知っているかと納付状況との関係を検証し、いくつかの興味深い結論を得ている。

⁴² 対して、無職の者が未納になりやすいかについては、安定した結果は出ていない。

⁴³ 正解に近い6万円以上7万円以下と回答した者は約30%にとどまっている。なお、予想国民年金給付額の平均値は7.7万円、中央値は6.7万円と、実際の給付額（当時は6.6万円）よりもやや高めとなっている。

第1に、有意に未納率（過去24ヶ月全て未納である確率）や一部納付率（過去24ヶ月のうち一部のみ納める確率）を下げる知識が過半数である一方、国庫負担や追納制度の存在、受給資格要件の知識は有意に未納率や一部納付率を上げる結果となっている。この点につき、山田（2009, p.79）は「完納しない場合に社会保険事務所等からの連絡などによりこれらの知識を得る、という逆の因果関係を意味するものとして解釈すべきであろう」と指摘している。

第2に、免除知識は有意に未納率を下げる一方、一部納付率を有意に上昇させる。この点につき、山田（2009, pp.79-80）は「免除制度を知っている場合には未納ではなく申請免除者となり上記の分析対象からは外れ、また申請免除者の一部は毎年度の継続申請を失念し一部納付者となる実態を反映しているものと考えられる」と指摘している。

第3項 本稿の位置付け

本稿で主に着目する未納要因は、年金知識である。他の要因と異なり、年金知識は年金政策として直接コントロールし得るものであり、重要な政策インプリケーション導くことができる⁴⁴。

本稿は『国民年金被保険者実態調査』のデータを用いて年金知識の納付率への影響を分析するため、山田（2009）の追証的側面を持つ。ただし、山田（2009）は2002年調査の個票を用いているのに対し、本研究では2002年調査から2014年調査までのデータを用いた都道府県別パネルデータを用いる。

また、先行研究と比べて新しいデータを利用していることから、先行研究ではまだ検証されていない若年者納付猶予制度の効果やリーマン・ショックの効果进行分析できる。加えて、半額免除制度の効果は山口（2007）で検証されているものの、免除額が4段階へと拡充された後の一部免除制度の効果は検証されていない⁴⁵。これらの点を検証することも、本稿の目的のひとつとなる。

なお、マイクロデータによる未納要因では分析されているがマクロデータにより分析されていない未納要因としては、主観的余命やリスク回避性向、主観的割引率、年金信頼度といった主観的要因や社会的つながり要因、年金知識、性別が挙げられる。このうち年金知識、性別（女性割合）を、本稿では検証する。

⁴⁴ 代表的な未納要因である流動性制約や就業状況、教育水準、年齢、時間割引などは、年金政策の範疇を超えるものや政策介入し難いものばかりである。

⁴⁵ 加えて、前述のように山口（2007）の半額免除ダミーの推定結果は他の制度変更の効果が混在している可能性が高い。本稿では、より厳密に一部免除制度の効果を検証することになる。

第4節 分析の枠組み

本稿では、厚生労働省が3年に1度実施している『国民年金被保険者実態調査』（以下、実態調査）のデータを中心とした都道府県別パネルデータを用いて分析を行う（実態調査の詳細は補足を参照）。

実態調査は5ヵ年分（2002,2005,2008,2011,2014年調査）のデータが利用可能であり、第1号被保険者の保険料納付状況や就業状況、所得や年金知識の有無など、様々な項目が全国集計データとして公表されている。その一部は都道府県別でも公表されており、本研究ではこれを用いて分析していく。ただし、東日本大震災の影響で2011年調査では福島、宮城、岩手の3県のデータに欠損があるため、残りの44都道府県を用いて分析する。

第1項 被説明変数と推定式

実態調査では、第1号被保険者の保険料納付状況につき、次の6区分で公表している。

- ①完納者（過去2年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ②一部納付者（過去2年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③1号期間滞納者（過去2年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④申請全額免除者（前年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤学生納付特例者（前年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥若年者納付猶予者（前年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者）

被説明変数は完全滞納率（③を分子とする狭義の滞納率）と有滞納率（②+③を分子とする広義の滞納率）を用いるが、さらに分母の取り方を2通り用意する。具体的には、①～⑥全てを入れるものと納付義務のある①～③の者のみを入れるものであり、計4種類の被説明変数ができる。列挙すると、以下の通りである。

- (a) 「全体を分母とする完全滞納率」 = $③ \div (①+②+③+④+⑤+⑥)$
- (b) 「全体を分母とする有滞納率」 = $(②+③) \div (①+②+③+④+⑤+⑥)$
- (c) 「納付義務者のみを分母とする完全滞納率」 = $③ \div (①+②+③)$
- (d) 「納付義務者のみを分母とする有滞納率」 = $(②+③) \div (①+②+③)$

この4つを被説明変数とし、第1号被保険者数の期間平均で重み付けをした上で固定効果モデルによる推定を行った。推定式は、以下の通りである。

$$y_{it} = \alpha + \beta E'_{it} + \gamma S_{it} + \delta D'_{it} + \eta P'_{it} + \theta \mathit{information}'_{it} + F_i + T_t + \varepsilon_{it}$$

y_{it} は説明変数であり、上記の4パターンである。 α は定数項であり、 F_i は（都道府県の）固定効果、 T_t は年固定効果（基準は2002年調査）、 ε_{it} は誤差項である。説明変数については、次項で詳述する（なお、 $E'_{it}, D'_{it}, P'_{it}, \mathit{information}'_{it}$ は説明変数のベクトル、 $\beta, \delta, \eta, \theta$ は説明変数の回帰係数のベクトルである）。

第2項 説明変数と予想される符号

説明変数は、経済・社会的要因 (E'_{it})、代替行動要因 (S_{it})、人口学的要因 (D'_{it})、制度的要因 (P')、知識要因 ($information'_{it}$) に大別する。以下では、要因ごとの具体的な変数の詳細と想定される符号について述べる(各変数の記述統計量は図表9、年度別加重平均値は図表10、変数間の相関マトリクスは図表11)。

(1) 経済・社会的要因

経済・社会的要因としては、本人所得の平均⁴⁶(以下、平均所得)、臨時・パート割合、有効求人倍率、離婚率を説明変数に加える。

平均所得は、実態調査のデータを用いる(単位:万円)。本人所得が高いほど経済的に余裕があり未納は少ないと考えられるため、符号は負になると想定される。ただし、多段階免除制度や若年者納付猶予制度など、流動性制約を緩和する政策がとられてきているため、これらが大きな効果を発揮したならば、有意にならない可能性もある。

臨時・パート割合も、実態調査のデータを用いる⁴⁷(単位:%)。なお、時系列的に見ると、臨時・パート割合は一貫して増加しており(図表10)、非正規雇用の拡大という社会的な動向を反映していると考えられる。臨時・パートは職が不安定であるため、符号は正になると想定される。ただし、臨時・パートの者のなかには学生や夫が退職した後の妻など、滞納する可能性が低いと思われる者も含まれており(図表2)、有意な結果が出ない可能性がある。

有効求人倍率は、『一般職業紹介状況』(2001,2004,2007,2010,2013年度)を用いる(単位:倍)。有効求人倍率が高く雇用環境が良ければ、生活の安定につながり、未納になりにくくなると考えられるため、符号は負になると想定される。なお、臨時・パート割合との多重共線性の可能性を考慮し、有効求人倍率を外した推定結果も提示する。

⁴⁶ 実態調査には世帯所得の平均のデータもあるが、世帯人員数で調整されておらず、また調整するためのデータも手に入らないため、今回は用いない。なお、山田(2009)の世帯所得は世帯人員数の0.5乗で割ったものを用いている。

⁴⁷ 2014年調査の質問票によると、就業状況の分類の概要は次の通りである。①自営業主(個人経営の店主や農業主など)、②家族従業者(自営業主の手伝い)、③常用雇用(正社員などフルタイムの方)、④パート・アルバイト(1週間の所定労働時間が30時間以上)、⑤パート・アルバイト(1週間の所定労働時間が30時間未満)、⑥臨時(日々雇用や季節的業務など)、⑦働いていない。ただし、2011年調査までは④、⑤、⑥が一つに括られているため、本稿では臨時・パートと括ったものを変数として用いる。本来、臨時とパート・アルバイトとでは属性が異なるのが自然であろうが、このような事情から今回は括った形で分析する。

離婚率は、厚生労働省『人口動態調査』(2001,2004,2007,2010,2013年)を用いる(単位:%)。離婚時に第2号被保険者であった場合を除き、離婚後の女性は経済的基盤が弱ため未納になりやすいと考えられる⁴⁸。したがって、符号は正になると想定される。

(2) 代替行動要因

代替行動要因として、実態調査より個人年金加入割合を用いる。前述のように、個人年金は公的年金と同様に老後への備えのひとつであるが、両者が補完関係か代替関係かで見解が分かれる。個人年金を公的年金の補完と考えるならば、国民年金保険料を納めつつ個人年金にも加入することになる。対して、公的年金への不信感から個人年金をその代替と考えると、個人年金に加入するものの国民年金保険料は納めないことになる。

個人年金は金融商品としては公的年金を補完するものに留まることや、マイクロデータによる先行研究においても代替行動は確認されていないことから、代替関係でなく補完関係と捉えるほうが適切と考えられ、符号は負になると想定される。

(3) 人口学的要因

人口学的要因として、第1号被保険者の平均年齢(以下、平均年齢)、第1号被保険者に占める女性の割合(以下、女性割合)を説明変数に加える。

平均年齢は、実態調査のデータを用いる(単位:歳)。平均年齢を直接示すデータはないものの、5歳刻みの被保険者数のデータがあるため、「 $22 \times 20 \sim 24$ 歳の被保険者数 + $27 \times 25 \sim 29$ 歳の被保険者数 + … + $57 \times 55 \sim 59$ 歳の被保険者数」÷「第1号被保険者数」を平均年齢として用いる⁴⁹。平均年齢が高いほど老後への備えの意識が高まることから、符号は負になることが想定される。

女性割合は、『厚生年金保険・国民年金事業年報』(2001,2004,2007,2010,2013年度)のデータを用いる⁵⁰(単位:%)。符号を理論的に予想することは難しいが、近年の先行研究の動向からは負になると想定される。

⁴⁸ これは、第3号被保険者で保険料負担のなかった専業主婦が離婚後に第1号被保険者になった場合でも、共働きで離婚以前から第1号被保険者であった場合でも同様であると考えられる。

⁴⁹ ただし、各年齢階級において、各年齢の者が均一に存在するとは限らないため、平均年齢とは若干のズレがあり得ることに注意が必要である。例えば、20～24歳においては、20歳の者が最も多く、24歳の者が最も少ないと予想される。なぜなら、短大ないし大学生の間は第1号被保険者であるが、就職後は第2号被保険者に移行するという場合が多いと考えられるからである。

⁵⁰ 実態調査の調査対象は第1号被保険者全体よりも若干狭い範囲となっている(補足参照)ことに注意が必要であるが、問題がない程度の誤差にとどまると想定している。

(4) 制度的要因

制度的要因として、実態調査の納付状況における学生納付特例の利用割合、若年者猶予の利用割合、申請全額免除の利用割合を用いる(単位:%)。全体を分母とする被説明変数の場合、これらをコントロールすることで制度利用の拡大を除いた効果を計れるようにする。これらの符号は正になると想定される。

また、上記の制度を利用していない納付義務者の中には、一部免除制度を利用している者がいる。そこで、一部免除利用割合も説明変数に加え、『厚生年金保険・国民年金事業年報』(2001,2004,2007,2010,2013 年度)における一部免除割合を用いる。一部免除の利用率が高まるほど納付状況は改善されると考えられるため、符号は負になると想定される。

なお、若年者猶予制度は 2005 年度、一部免除制度は 2002 年年度より導入されているため、前者は 2005 年調査以前、後者は 2002 年調査以前の値は 0 としている。

(5) 知識要因

本稿の一番の着眼点である年金知識(11 項目)については、実態調査におけるデータを用いる。項目は、受給関係 5 つ(実質的価値の維持、障害年金、国庫負担、受給資格期間、納付期間・年金額関係)、納付関係 5 つ(前納、後納、免除、追納、社会保険料控除)、世代間扶養の仕組みに大別できる(具体的な内容は図表 7 参照)⁵¹。

年金知識は公的年金制度の利点を理解したり、年金不信を緩和したりすることに寄与し、納付意欲を高めると考えられることから、符号は負になると想定される。

⁵¹ 若年者納付猶予制度、遺族年金、強制徴収の周知度のデータが 5 ヶ年分揃わないため、分析対象からは外している。

第5節 分析結果

本節では前節で示した推定モデルによる分析結果を述べる（推定結果は図表 12,13）。第 1 項では推定結果と先行研究との整合性などを確認し、第 2 項では政策インプリケーションを示す。

第 1 項 推定結果

（1）経済・社会的要因

平均所得は、想定通り有意に負となった。これは、マクロデータによる先行研究と整合的であると言える。なお、マクロデータにおける先行研究では県民所得など、県民全体を対象とした指標を用いられていた。本稿はマクロデータにおいては初めて、第 1 号被保険者のみを対象とした所得を分析したことになる。

臨時・パート割合は、（c）納付義務者のみを分母とする完全滞納率を被説明変数にしたときのみ有意となり、符号は想定と逆で負となった。図表 11 の相関マトリクスをみると滞納との中程度の正相関が確認できるものの、他の要因をコントロールすると効果が消えた、あるいは逆の効果が出たことになる。

この結果は、ミクロデータによる先行研究と整合的ではない。前述のように、学生や夫が退職した後の妻などの存在が影響している可能性があり、この点を考察することは今後の課題である⁵²。加えて、臨時とパートとを分けた分析を行う必要もあろう⁵³。

有効求人倍率は有意にならなかった。すなわち、マクロデータによる先行研究と異なり、雇用環境は滞納率に影響しているとは確認されなかった。なお、前述のように臨時・パートとの多重共線性の可能性を考慮して求人倍率を外した推定も行っているが、女性割合以外は同様の結果であった。

離婚率は、想定通り有意に正となった。これは、マクロデータによる先行研究と整合的である。なお、離婚率の決定要因を分析した松浦ほか（2006）の推定によると、離婚率は世帯構成や持ち家の有無、学歴などにより決定されるため、これらの影響も組み込まれてしまっている可能性もあることに注意が必要である。

⁵² 山田（2009）においては、学生を分析対象から外している。

⁵³ 注 47 でも述べたように、2011 年調査までは臨時とパート・アルバイトとが区別されていないため、本稿では臨時・パートと括った形で分析した。しかし、臨時とパート・アルバイトとを分けた分析が可能であれば、臨時が有意に正、パート・アルバイトが有意に負になると想定される。

(2) 代替行動要因

個人年金加入割合は有意にならなかった。すなわち、年金不信から国民年金保険料を支払わない代わりに個人年金に加入するという代替行動は存在しないことが、改めて確認された。

なお、中橋（2011）の例に従って個人年金を外した推定も行ったところ、有意性と符号は同様の結果となった。

(3) 人口学的要因

平均年齢は、(c) 納付義務者のみを分母とする完全滞納率を被説明変数にした場合を除いて、想定通り有意に負となった。この結果は、マイクロデータによる先行研究と整合的である。特に、山田（2009）の被説明変数は納付義務者のみを分母としており、完全滞納率を分子にしたものは有意にならず、一部納付率を分子にすると有意に負となっていることから、非常に整合的な結果であると言える。

マクロデータにおいて女性割合の影響を検証したのは本稿が初であるが、(d) 納付義務者のみを分母とする有滞納率のみが有意に正となった。ただし、有効求人倍率を外した推定においては有意にならなかった。なお、マイクロデータによる先行研究においては女性ダミーの有意性や符号は安定していないが、古い研究では有意に正、最近の研究では有意に負となる傾向であった。

(4) 制度的要因

学生特例利用割合と全額免除利用割合は、想定通り有意に負となった。

若年者猶予制度は、(a) 分母に全てを含む完全滞納率のみ有意となり、符号は想定と逆で正であった。また、一部免除制度利用割合も想定と逆で有意に正であった。この結果の背景としては、「2016 年度国民年金の加入・保険料納付状況」によると、一部免除利用者の納付率は非適用者よりも低い（すなわち、低所得者は一部免除を利用しても非適用者ほどに納付しない）ことが考えられる。

(5) 知識要因

国庫負担の周知度は、(a) 分母に全てを含む完全滞納率を被説明変数にした場合のみ、想定と逆に有意に正となった。

受給資格期間の周知度は (a) と (c) 、すなわち分母に関わらず完全滞納率を被説明変数にした場合に、想定通り有意に負となった。

納付期間・年金額関係の周知度は、想定通り有意に負となった。

世代間知識の仕組みの周知度は、(b) 分母に全てを含む有滞納率を被説明変数にした場合のみ、想定通り有意に負となった。

それ以外の知識はいずれも有意でなく、以上のような結果は山田(2009)とはあまり整合的ではなかった。この点を考察することは、今後の課題となる。

なお、有効求人倍率を外した推定においても結果は変わらなかった。

(6) 年固定効果

年固定効果はいずれも有意な結果となり、特に2011年調査ダミーが2008年調査ダミーと比べて大きく値が上昇している(2011年調査は2009,2010年度、2008年調査は2006,2007年度の納付状況が対象)。2009,2010年度の制度改正(図表8)は納付率に大きく影響するとは考えにくいため、リーマン・ショックが大きく影響したと考えられる。

第2項 政策インプリケーション

本項では、第1項で確認した推定結果をもとに、政策インプリケーションを考察していく。

(1) 平均所得と制度的要因

平均所得が高いほど有意に完全滞納率・有滞納率が低いという結果は、一見すると当然のように思われる。しかし、前述のように低所得者に対しては免除・猶予等があるため、このような流動性制約が確認されるとは限らない⁵⁴。特に2002年度に導入された半額免除制度（その後多段階免除制度に拡大）や2005年度に導入された若年者納付猶予制度は、流動性制約を緩和するものとして期待されていた⁵⁵。

それにも関わらず流動性制約が確認されたのは、免除・猶予等の拡充や利用促進といった未納対策が、十分に機能していないからである可能性がある。第3節第2項で確認したように、全額免除基準を満たす者⁵⁶のうち有滞納者は24.3%（105万人）に達し、免除・猶予等の利用者は計50%弱にとどまる⁵⁷（図表4）。また、1号期間滞納者のうち、免除制度を知っている者は74%、若年者納付猶予制度を知っている者は40%にとどまる（2014年実態調査）。

以上のことから、免除・猶予等の制度利用をより一層促進すること、その前提として免除・猶予等の周知度を高めていくことが重要であろう。特に、若年者納付猶予制度は時限措置として適用対象が拡大されており（第2節第1項（3）参照）、重点的に周知していく必要があるだろう。

(2) 年金知識

受給資格期間、納付期間・年金額関係の周知度が高いほど完全滞納率が低いという結果になったのは、保険料の納付が老後の年金受給につながると思えるか否かが納付意欲に影響しているからであると考えられる。これは、社会保険料には税と異なり反対給付があることと対応しており、自然なことであると考えられる。

このことからすると、実質的価値の維持や障害年金の周知度が有意にならなかったことに疑問が生じる。前者については、調査対象期間に物価変動がほとんどなかったため、実質

⁵⁴ 臼杵,中嶋,北村(2007)はこの点を考慮し、年収130万円以下ダミーと年収130万円超300万円以下ダミーを用いた推定を行っている(附表5)。しかし、いずれのダミーも未納要因となっている(附表10)。

⁵⁵ 例えば、阿部(2001, p.151)。

⁵⁶ 「納付義務者(本人、配偶者または世帯主)のうち最多所得者について、(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円を総所得金額から控除して得た額(障害者・寡婦の場合は、125万円を総所得金額から控除して得た額と上記の額とのうち、小さい方の額)」が「0円」に分類されている者のことである。

⁵⁷ なお、残りの27.6%は完納者である。免除等の存在を知らずに納付している者も存在するが、多くは将来の年金額を満額に近づけるべく、低所得であっても納付しているのだと考えられる。

的価値の維持のメリットをイメージしにくいことが影響している可能性がある。後者については、障害年金受給対象になるほどの傷病が実際に我が身に起こると想定し難いことが影響している可能性がある。

以上の仮説が正しいとすると、単に制度の存在を知っているだけでなく、その意義などを深く知ることが納付意欲の向上につながる可能性がある⁵⁸。知識の量でなく質に着目して分析することは、今後の課題となる。

以上の議論をもとに、政策インプリケーションを具体化してまとめると、次のようになる。

第1に、納付率向上には受給資格期間、納付期間・年金額関係を中心とした受給関係の知識を重点的に広報することが挙げられる。特に、受給資格期間は基本的な知識であるにも関わらず、周知度は6割にとどまる（図表6）。そのため、2017年8月の受給資格期間の短縮を機に、周知徹底することが有効であろう。

さらに、学生における受給資格期間の周知度は4割しかない（図表6）。そのため、20歳になる直前の者に日本年金機構が「国民年金被保険者資格取得届書」を送付する際に、受給資格要件の知識が必ず認知されるように工夫することが重要であろう。特に、「20歳を迎える方へ 国民年金加入手続きのご案内」には受給資格期間や納付期間・年金額関係が明示されていない⁵⁹ため、目立つ位置に明示する形に改めるべきであろう。加えて、学校における年金教育にも工夫が必要であろう。

第2に、実質的価値の維持や障害年金の知識については、単に周知度を高めるだけでなく、より深い理解を広めることが必要であろう。実質的価値の維持については、アベノミクスが目指す2%の物価上昇が続いた場合の例を示したり、障害年金については、年金受給者のうちの4.2%（207.5万人）が障害年金の受給者である⁶⁰ことなどを示したりするなどといった工夫が求められる。

⁵⁸ また、国庫負担知識の符号が想定と逆になったことも理解の不十分さが影響している可能性がある。

⁵⁹ 4ページあるチラシの3ページ目に、「保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けとることができない場合があります。」とだけある。なお、「20歳になったら国民年金」という別のチラシには、2ページあるうちのどこにも書かれていない。

⁶⁰ 「厚生年金保険・国民年金事業年報（2015年度）概要」p.5。なお、公的年金全体の数値であり、併給による重複分は控除されている。

第6節 おわりに

本稿では、『国民年金被保険者実態調査（2002,2005,2008,2011,2014年）』を中心に都道府県別パネルデータを構築し、固定効果モデルにより滞納率の決定要因を推定した。

その結果、平均所得が高いほど完全滞納率・有滞納率が低い、臨時・パート割合が高いほど納付義務者のみを分母とする完全滞納率が低い、離婚率が高いほど完全滞納率・有滞納率が高い、平均年齢が高いほど全体を分母とする完全滞納率・有滞納率が低い、ということが確認された。

また制度要因として、学生納付特例や全額免除の利用割合が高いほど完全滞納率・有滞納率が低いものの、若年者猶予利用割合が高いほど完全滞納率が高く、一部免除の利用割合が高いほど完全滞納率・有滞納率が高いということが確認された。

さらに知識要因として、受給資格期間の周知度が高いほど完全滞納率が低い、納付期間・年金額関係の周知度が高いほど完全滞納率・有滞納率が低い、国庫負担の周知度が高いほど分母に全てを含む完全滞納率が高い、世代間扶養の仕組みの周知度が高いほど分母に全てを含む有滞納率が低いということが確認された。

加えて、年固定効果が2008年調査から2011年調査にかけて大きくジャンプしていることから、リーマン・ショックの影響が確認された。

以上の推定結果からの政策インプリケーションは、次の通りである。第1に、流動性制約が観察されたことなどから、免除・猶予等が十分に利用されていない可能性がある。そのため、必要に応じて制度がきちんと利用されるようにしていくことが重要であり、特に周知度が4割にとどまる（若年者）納付猶予制度の周知が必要である。

第2に、受給資格期間や納付期間・年金額関係の周知度が高いほど完全滞納率が低いことから、これらの知識の周知徹底が必要である⁶¹。特に、受給資格期間の周知度は6割、学生に限れば4割にとどまる。したがって、20歳になる直前の者に「国民年金被保険者資格取得届書」を送付する際に、受給資格期間が必ず認知されるように工夫することが必要であろう。加えて、学校における年金教育についても改善の余地があろう。

本研究で十分に分析できず、今後の課題となる事柄は、次の通りである。第1に、流動性制約が確認された要因を詳細に分析することである。第2に、臨時・パートの影響についてより詳細に分析することである。第3に、山田（2009）と整合的ではなかった係数について、

⁶¹ なお、注34でも述べたように、強制徴収の周知度が5割に満たないことが未納抑制効果を減じていると考えられる。逆に言うと、強制徴収の周知度向上が滞納率を減少させる可能性がある。この点を分析することは、今後の課題となる。

その要因を検討することである。第4に年金知識の周知度だけでなく、理解度を考慮に入れた分析を行うことである。

補足 2014 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、第1号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第1号被保険者の、2013年の所得、2014年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記す「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

2014年3月末現在における国民年金第1号被保険者1,805万4千人のうち、以下の者を除く第1号被保険者及びその属する世帯。

ア 任意加入被保険者

イ 外国人

ウ 法定免除者

エ 転出による住所不明者

オ 25歳以上の学生納付特例者

カ 東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域（飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町の全域及び、川俣町、南相馬市、川内村、楡葉町の避難指示地区）

ア～カを除き、調査対象となる第1号被保険者は、1,583万4千人である。

(2) 調査客体数

「所得等調査」については、福島県の避難指示区域を除く1,830市区町村から123,005人分。さらに、そのうち、11,972人分については「所得等調査特別調査」も実施。

「郵送調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、62,001人。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（3区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）
- ② 中都市（①以外の人口20万以上の市及び県庁所在市）
- ③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者（2012年度及び2013年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（2012年度及び2013年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1号期間滞納者（2012年度及び2013年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（2013年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（2013年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 若年者納付猶予者（2013年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者）

ウ 年齢階級（8区分）

- ① 20～24歳 ② 25～29歳 ③ 30～34歳 ④ 35～39歳
- ⑤ 40～44歳 ⑥ 45～49歳 ⑦ 50～54歳 ⑧ 55～59歳

4. 調査の方法

「郵送調査」については、2014年10月～2015年3月に、調査客体である第1号被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

「所得等調査」については、2014年9月～2015年3月に、1,830市区町村に調査票を郵送で送付し、郵送または電子メールで回収した。

5. 回収率

(1) 「郵送調査」

	回収率	有効回答数 / 調査客体数
完納者	66.3 %	2,720 / 4,101
一部納付者	46.0 %	7,930 / 17,232
1号期間滞納者	22.9 %	6,560 / 28,676
申請全額免除者	45.7 %	2,581 / 5,642
学生納付特例者	53.9 %	984 / 1,827
若年者納付猶予者	42.5 %	1,921 / 4,523
合計	36.6 %	22,696 / 62,001

(2) 「所得等調査」

96.6% (調査対象 1,830 市区町村、1,768 市区町村回答)

(3) 「所得等調査特別調査」

97.1% (調査対象 1,392 市区町村、1,351 市区町村回答)

6. 集計方法

都市規模別、保険料納付状況別、年齢階級別、都道府県別に、「母集団数/有効回答数」を集計乗率として設定している。ただし、「所得等調査」の調査結果を用いた集計においては、回答のなかった市区町村のうち市の規模が大きい7市（東京都八王子市、東京都多摩市、神奈川県藤沢市、静岡県静岡市、兵庫県伊丹市、岡山県岡山市及び広島県広島市）に住所を有する者を母集団から除き、集計乗率を設定している。

また、本調査の集計にあたっては、

- ① 調査対象者情報の全数集計
- ② 「郵送調査」の集計客体の集計
- ③ 「所得等調査」の集計客体の集計
- ④ 「所得等調査特別調査」の集計客体の集計
- ⑤ 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合し、突合が可能であった客体の集計の、5通りの集計を行っている。

②～⑤のそれぞれにおいて集計乗率の設定を行っているため、同じ項目について集計を行っている場合であっても、集計する調査票情報等が異なることにより、集計結果が異なる場合がある。

なお、具体的な集計値の算出方法は次例のとおりである。

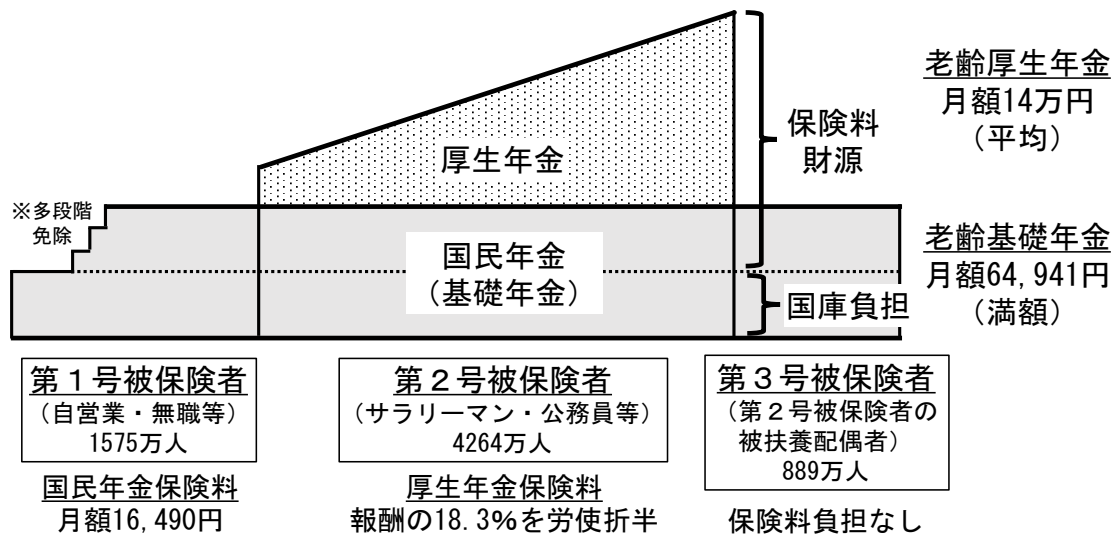
また、本調査の集計値には、標本抽出に起因する標本誤差がある。

<集計例>

前納制度を知っている割合に係る集計値について、回答者 i の集計乗率を W_i とし、その回答 X_i を、前納制度を知っている場合は1、知らない場合は0 とすると、完納者のうち前納制度を知っている人の割合（推計値）は、 $\sum_{i:\text{完納者の人}} W_i X_i / \sum_{i:\text{完納者の人}} W_i$ となる。

出所：「2014年国民年金被保険者実態調査 結果の概要」 pp.1-3

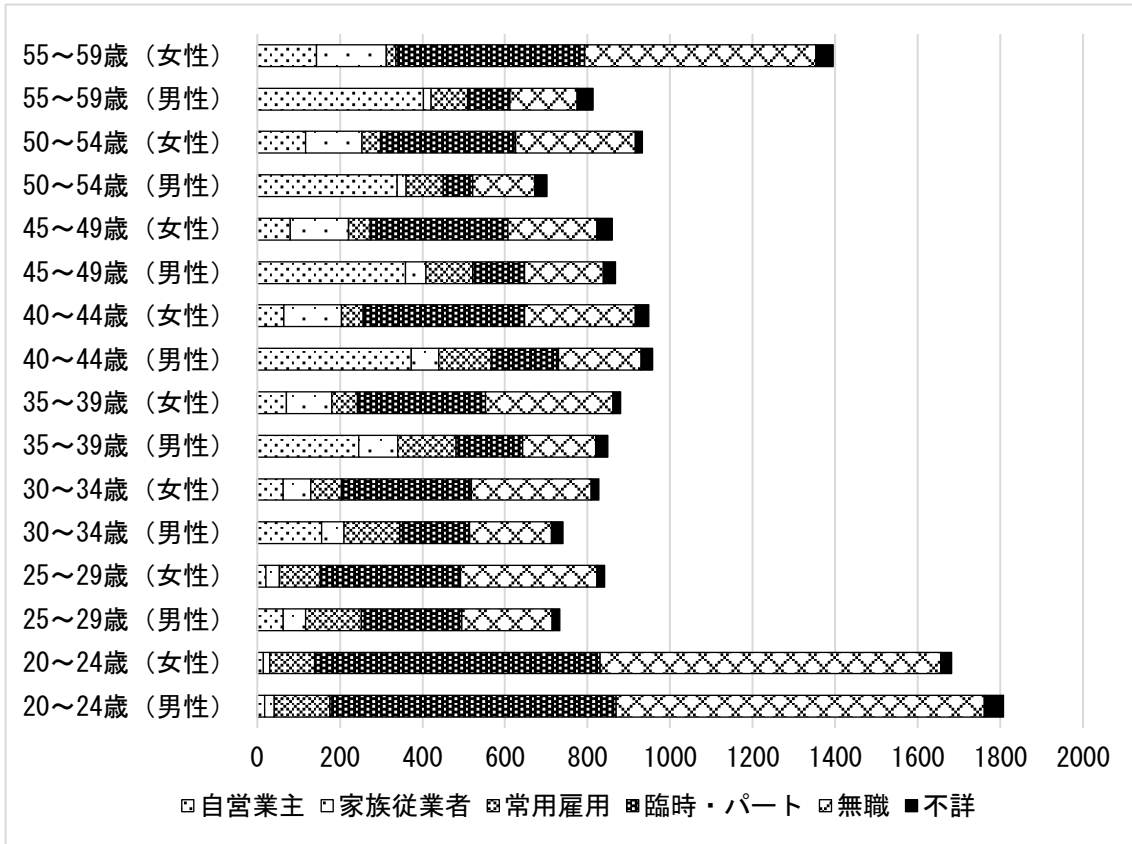
図表 1 公的年金制度の仕組み



注：被保険者数は2016年度（「2016年度の国民年金の加入・保険料納付状況」（2017年6月）p.1）、老齢厚生年金額の平均は2015年度（「厚生年金保険・国民年金事業年報（2015年度）概要」p.9）、国民年金保険料と老齢基礎年金額は2017年度、厚生年金保険料は2017年9月以降

出所：財政制度等審議会 財政制度分科会（2015年4月27日開催）資料「参考資料（社会保障）」p.77の図をもとに筆者作成

図表2 年齢階級別、男女別就業状況

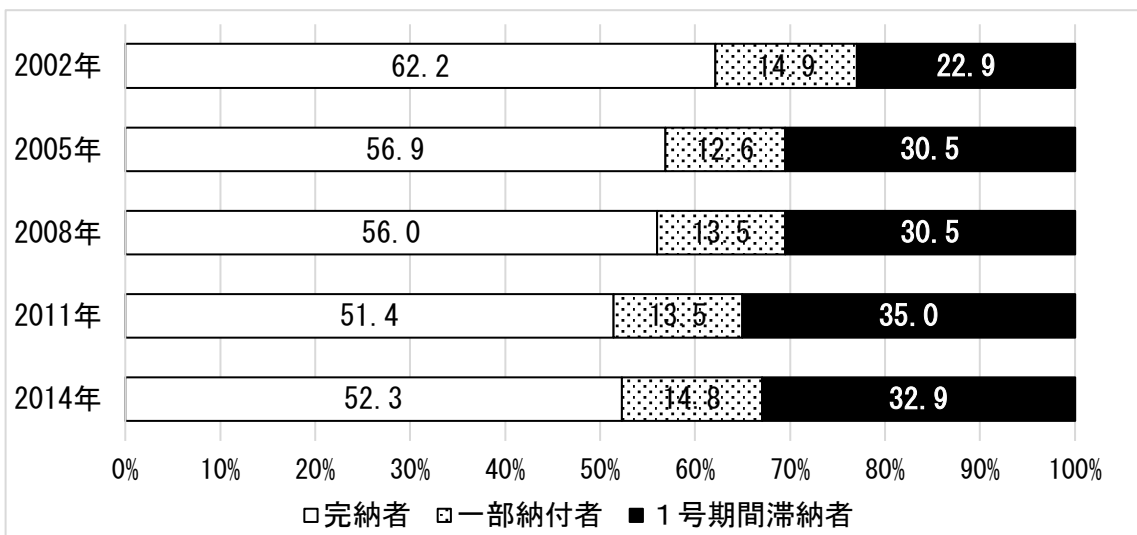
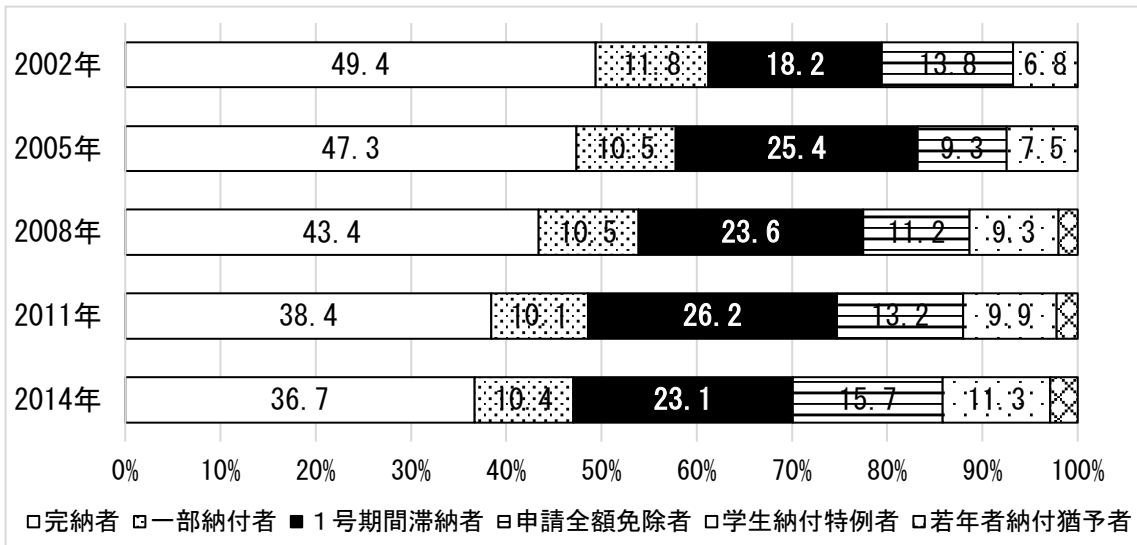


単位：千人

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
55～59歳 (女性)	143	169	24	681	560	42
55～59歳 (男性)	402	19	89	460	164	38
50～54歳 (女性)	117	137	45	478	289	18
50～54歳 (男性)	338	23	90	361	150	30
45～49歳 (女性)	79	142	53	680	216	37
45～49歳 (男性)	359	50	113	369	190	30
40～44歳 (女性)	65	139	52	502	269	32
40～44歳 (男性)	373	66	127	426	199	29
35～39歳 (女性)	71	110	62	769	309	18
35～39歳 (男性)	246	95	140	361	176	30
30～34歳 (女性)	62	67	75	597	291	18
30～34歳 (男性)	155	55	135	367	198	28
25～29歳 (女性)	21	32	100	1625	329	19
25～29歳 (男性)	63	54	135	415	219	18
20～24歳 (女性)	15	15	108	1719	824	27
20～24歳 (男性)	17	24	135	779	891	48

出所：「2014年国民年金被保険者実態調査」より筆者作成

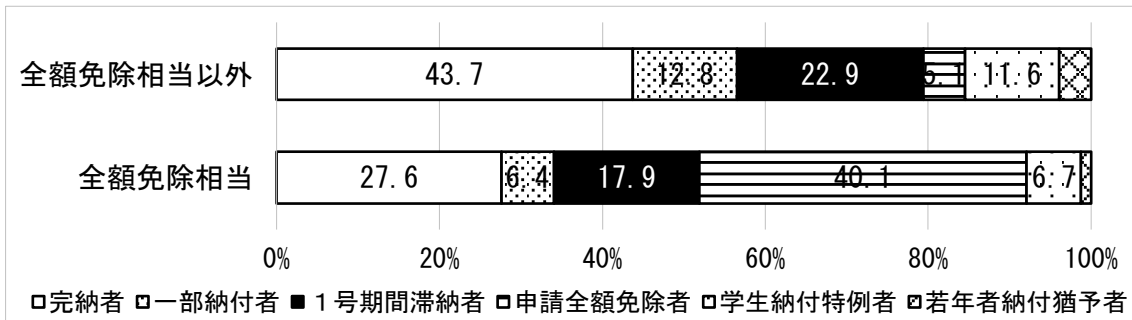
図表3 納付状況の推移（上：全体、下：納付義務者のみ）



- 注：①完納者：過去2年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者
 ②一部納付者：過去2年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者
 ③1号期間滞納者：過去2年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者
 ④申請全額免除者：前年度末に保険料の申請全額免除を受けている者
 ⑤学生納付特例者：前年度末に保険料の学生納付特例を受けている者
 ⑥若年者納付猶予者：前年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者

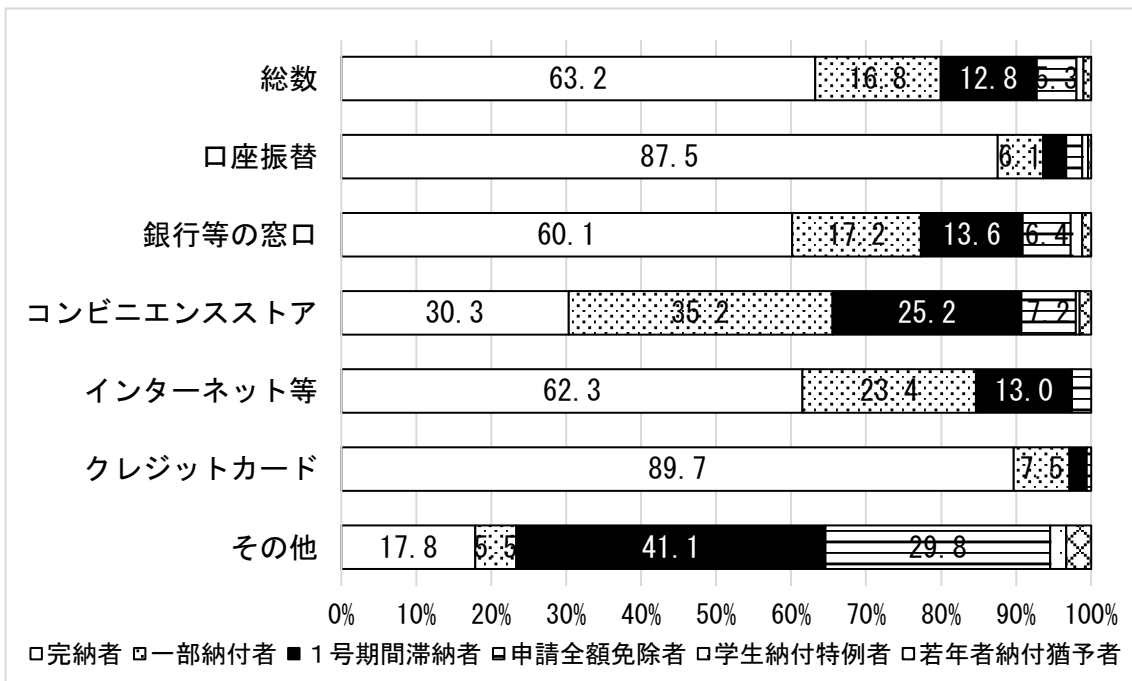
出所：「国民年金被保険者実態調査」（2002,2005,2008,2011,2014年）より筆者作成

図表4 全額免除相当別納付状況



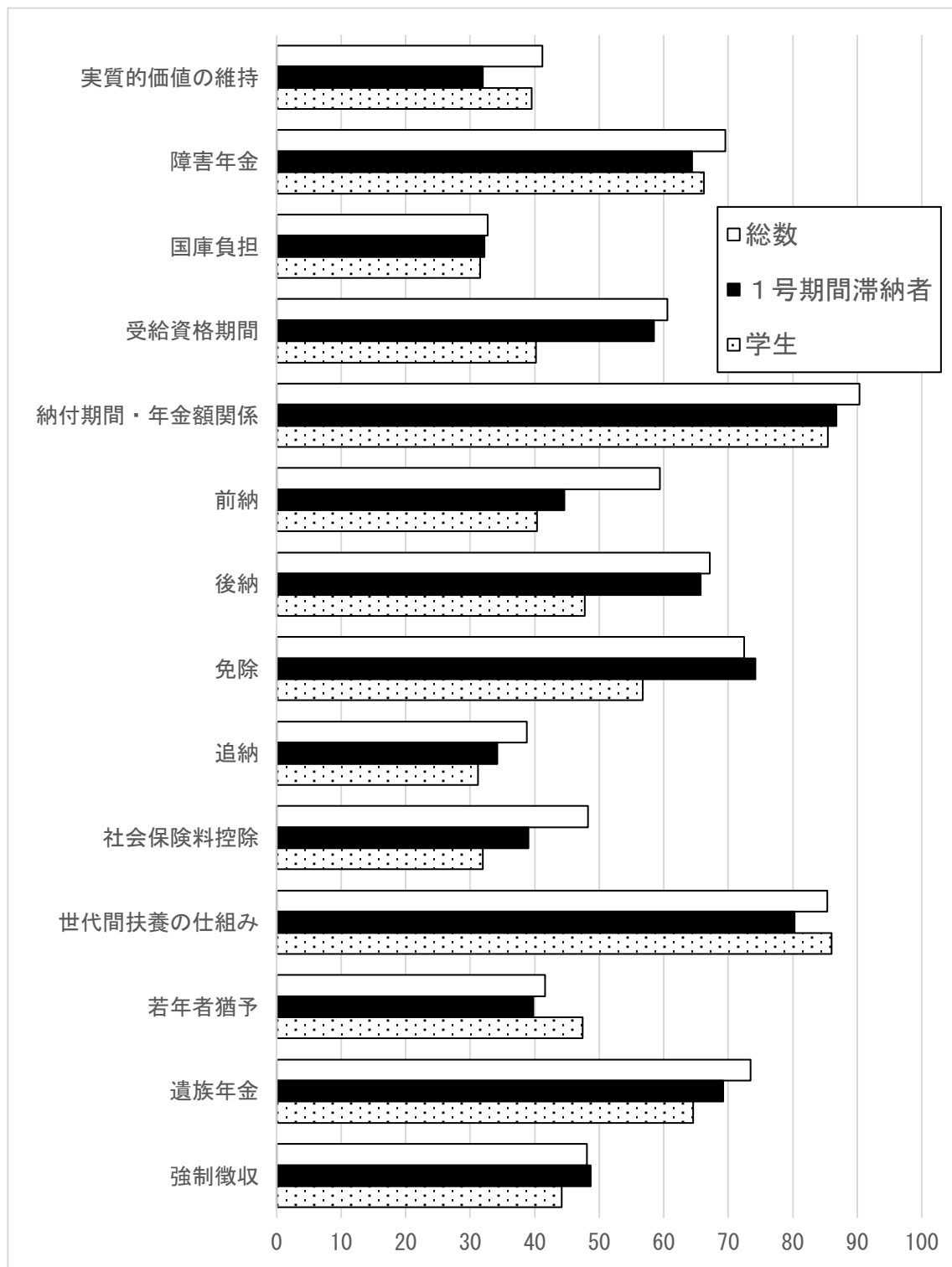
出所：「2014年国民年金被保険者実態調査」より筆者作成

図表5 納付方法別納付状況



出所：「2014年国民年金被保険者実態調査」より筆者作成

図表6 各種年金知識の周知度



単位：%

注：各項目の具体的内容は図表7参照

出所：「2014年国民年金被保険者実態調査」より筆者作成

図表 7 各年金知識の質問票における説明

実質的価値の維持	物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、受けられる年金の実質的な価値がなるべく変わらないような仕組みである。
障害年金	病気や事故で障害が残ったときに受けられる障害年金がある。
国庫負担	年金額の1/2は税金でまかなわれている。
受給資格期間	老後に年金を受けるためには、通常、保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて25年以上必要（※1）である。
納付期間・年金額関係	保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる。
前納制度	保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される仕組みがある。
後納制度	保険料を納め忘れた場合でも、過去2年分（※3）までさかのぼって納めることができる。
免除制度	経済的な理由で保険料を納めることができない場合、世帯の所得などに応じて保険料の全部、または一部が免除される制度がある。
追納制度	保険料を免除または猶予された期間のうち、過去10年間分については、さかのぼって保険料を納める仕組みがある。
社会保険料控除	保険料を納めると、その年に納めた保険料額の全額が税金の計算のときに所得から差し引かれるので、納めなければならない税金は少なくなる。
世代間扶養	現在働いている世代が納める保険料によって、現在の高齢者の年金給付をまかなう仕組みとなっている。

※1 2015年10月以降は、必要となる期間は10年に短縮される予定です。

※3 2015年9月までは、過去10年分までさかのぼって納めることができます。

注：※1の受給資格期間短縮は、消費増税の延期に伴い2017年8月に後ろ倒しとなった。

出所：「2014年国民年金被保険者実態調査」質問票

図表8 未納対策を中心とした年表

年	免除・猶予等	納付方法	その他
1991			学生を強制適用へ
1995			20歳到達者への職権適用の段階的実施開始
1997			基礎年金番号導入（1月）
2000	学生納付特例導入		
2002	半額免除導入 免除基準を前年度所得に一本化 （全額免除適用基準厳格化）		保険料収納事務を市町村から国へ移管
2004	ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知開始（10月）	コンビニ納付導入（2月） 電子納付導入	国会議員等の未納・未加入問題や年金保険料の不適切な流用問題などが次々と発覚
2005	若年者納付猶予の導入 免除基準の緩和・免除の遡及承認 免除継続意思確認開始（7月）	口座振替割引導入	
2006	4段階免除の導入（7月）		不正免除問題発覚（5月）
2007			年金記録問題発覚（2月）
2008	学生納付特例申請手続簡素化	クレジットカード納付導入（2月）	未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付
2009	免除申請手続簡素化（10月）		ねんきん定期便開始 国庫負担を3分の1から2分の1に拡大
2014	所得にかかる税の未申告者に対する免除申請手続簡素化（10月）	口座振替による前納を2年分にまで拡充	
2015			国税庁への強制徴収委任（10月）
2016	免除委託制度開始 納付猶予対象拡大（7月） 厚生年金適用拡大（10月）		
2017		現金・クレジットカード納付による2年前納導入	受給資格期間を25年から10年に短縮（8月）

注：括弧書きのないものは、4月から運用開始である。

出所：厚生労働省年金局・日本年金機構「公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」（2017年6月30日）、厚生労働省 第1回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会「年金制度及び年金業務の概要について」（2013年10月11日）、日本年金機構HP、厚生労働省HPなどをもとに筆者作成

図表9 記述統計量

変数名	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
平均所得（単位：万円）	220	111.9	39.1	39.0	505.0
臨時・パート（単位：％）	220	24.4	5.9	13.1	46.2
有効求人倍率（単位：倍）	220	0.79	0.29	0.26	1.91
離婚率（単位：％）	220	1.98	0.28	1.41	2.95
個人年金加入割合（単位：％）	220	14.8	5.1	1.9	36.0
平均年齢（単位：歳）	220	39.3	1.2	37.0	42.5
女性割合（単位：％）	220	49.0	1.3	46.5	52.9
学生納付特例利用割合（単位：％）	220	8.8	2.2	4.0	14.0
若年者納付猶予利用割合（単位：％）	220	1.5	1.3	0 ^(注)	4.0
全額免除利用割合（単位：％）	220	14.2	5.9	4.4	39.5
一部免除利用割合（単位：％）	220	2.4	1.6	0 ^(注)	6.7
実質的価値の維持周知度（単位：％）	220	44.9	5.6	29.5	59.1
障害年金周知度（単位：％）	220	58.9	9.3	38.2	80.1
国庫負担周知度（単位：％）	220	37.6	6.1	20.4	56.9
受給資格期間周知度（単位：％）	220	68.8	8.6	48.6	88.3
納付期間・年金額関係周知度（単位：％）	220	86.2	6.5	67.2	97.5
前納制度周知度（単位：％）	220	64.9	6.4	40.9	81.9
後納制度周知度（単位：％）	220	63.2	8.6	42.1	82.5
免除制度周知度（単位：％）	220	66.7	8.0	42.0	86.8
追納制度周知度（単位：％）	220	31.8	9.9	11.7	55.6
社会保険料控除周知度（単位：％）	220	54.3	6.6	34.7	70.7
世代間扶養の仕組み周知度（単位：％）	220	82.6	6.6	64.0	95.3
(a) 全体を分母とする完全滞納率（単位：％）	220	20.3	5.3	6.3	32.5
(b) 全体を分母とする有滞納率（単位：％）	220	30.5	5.7	13.1	45.4
(c) 納付義務者のみを分母とする 完全滞納率（単位：％）	220	27.2	7.8	8.4	57.1
(d) 納付義務者のみを分母とする 有滞納率（単位：％）	220	40.7	8.3	17.6	69.2

注：前述のように、若年者納付猶予制度は2005年度、一部免除制度は2002年度から導入された関係で、最小値が0となっている。

出所：筆者作成

図表 10 年度別加重平均値

変数名	年度					
	2002	2005	2008	2011	2014	期間平均
平均所得（単位：万円）	137.9	127.7	132.6	108.8	111.5	123.7
臨時・パート（単位：％）	21.1	25.0	26.2	28.2	31.0	26.3
有効求人倍率（単位：倍）	0.58	0.90	1.08	0.56	0.97	0.82
離婚率（単位：‰）	2.30	2.16	2.04	2.00	1.85	2.07
個人年金加入割合（単位：％）	17.2	13.2	13.6	13.6	12.9	14.1
平均年齢（単位：歳）	38.7	38.9	38.7	38.2	38.2	38.6
女性割合（単位：％）	50.2	49.5	49.1	48.5	48.4	49.1
学生納付特例利用割合（単位：％）	6.8	7.5	9.4	9.9	11.3	9.0
若年者納付猶予利用割合（単位：％）	0	0	2.0	2.2	2.9	1.4
全額免除利用割合（単位：％）	13.6	9.3	11.0	13.1	15.7	12.5
一部免除利用割合（単位：％）	0	1.9	2.5	2.2	3.3	2.0
実質的価値の維持周知度（単位：％）	47.9	47.8	43.4	42.2	41.2	44.5
障害年金周知度（単位：％）	48.6	59.0	56.8	54.2	69.4	57.6
国庫負担周知度（単位：％）	41.7	40.3	37.2	33.4	32.7	37.1
受給資格期間周知度（単位：％）	60.5	76.4	74.1	73.4	60.4	69.0
納付期間・年金額関係周知度（単位：％）	74.9	89.0	88.9	88.1	90.3	86.3
前納制度周知度（単位：％）	63.4	68.6	66.9	62.4	59.3	64.1
後納制度周知度（単位：％）	51.9	70.2	64.8	68.6	67.1	64.5
免除制度周知度（単位：％）	60.5	66.4	62.6	68.5	72.1	66.0
追納制度周知度（単位：％）	15.2	38.1	33.2	31.4	38.6	31.3
社会保険料控除周知度（単位：％）	58.4	56.6	53.2	51.8	48.2	53.6
世代間扶養の仕組み周知度（単位：％）	73.6	88.0	86.8	82.5	85.2	83.2
(a) 全体を分母とする完全滞納率（単位：％）	18.5	25.5	23.8	26.2	23.0	23.4
(b) 全体を分母とする有滞納率（単位：％）	30.5	35.9	34.2	36.1	33.3	34.0
(c) 納付義務者のみを分母とする 完全滞納率（単位：％）	23.2	30.8	30.7	35.1	33.0	30.5
(d) 納付義務者のみを分母とする 有滞納率（単位：％）	38.3	43.2	44.1	48.4	47.6	44.3

注：第1号被保険者数の期間平均で重み付けした加重平均値である。

出所：筆者作成

図表 1 1 変数間の相関マトリクス

	平均所得	臨時・パート割合	有効求人倍率	離婚率	個人年金加入割合	平均年齢	女性割合	学生納付特例	若年者納付猶予	全額免除	一部免除	実質的価値の維持	障害年金	国庫負担	受給資格期間	納付期間・年金額	前納	後納	社会保険料控除	追納	控除	世代間扶養	a 完全滞納率	b 有滞納率	c 完全滞納率	d 有滞納率	
平均所得	1																										
臨時・パート	-0.02	1																									
求人倍率	0.30	0.13	1																								
離婚率	0.10	-0.18	-0.33	1																							
個人年金	0.14	-0.38	0.04	-0.13	1																						
平均年齢	-0.24	-0.52	-0.17	-0.17	0.16	1																					
女性割合	0.00	-0.31	-0.12	0.36	0.24	0.04	1																				
学生納付特例	-0.21	0.63	0.20	-0.44	-0.24	-0.53	-0.22	1																			
若年者猶予	-0.35	0.54	0.13	-0.46	-0.28	-0.13	-0.37	0.76	1																		
全額免除	-0.54	-0.04	-0.38	0.20	-0.19	0.33	0.11	0.04	0.36	1																	
一部免除	-0.45	0.32	0.12	-0.36	-0.36	0.29	-0.24	0.42	0.72	0.50	1																
実質的価値	0.16	-0.37	-0.14	0.25	0.21	0.18	0.33	-0.43	-0.63	-0.20	-0.41	1															
障害年金	-0.38	0.36	0.19	-0.26	-0.29	0.12	-0.06	0.46	0.53	0.39	0.68	-0.20	1														
国庫負担	0.20	-0.49	-0.16	0.36	0.12	0.22	0.36	-0.50	-0.62	-0.07	-0.39	0.56	-0.23	1													
受給資格期間	-0.02	0.02	0.05	0.12	-0.25	0.07	-0.07	-0.06	-0.09	-0.28	0.16	0.15	-0.02	0.09	1												
納付期間・年金額	-0.24	0.52	0.38	-0.41	-0.35	-0.09	-0.32	0.57	0.55	-0.08	0.64	-0.30	0.60	-0.39	0.47	1											
前納	0.21	-0.32	0.26	-0.11	0.22	0.29	0.13	-0.35	-0.43	-0.49	-0.16	0.38	-0.17	0.30	0.42	0.08	1										
後納	-0.08	0.52	0.20	-0.20	-0.42	-0.26	-0.30	0.46	0.33	-0.19	0.44	-0.16	0.43	-0.24	0.57	0.79	0.10	1									
免除	-0.46	0.29	-0.19	-0.01	-0.36	0.13	-0.06	0.29	0.47	0.65	0.65	-0.20	0.64	-0.25	0.05	0.41	-0.34	0.38	1								
追納	-0.26	0.41	0.32	-0.34	-0.40	0.03	-0.23	0.45	0.46	0.07	0.69	-0.23	0.68	-0.29	0.40	0.81	0.07	0.76	0.54	1							
社会保険料控除	0.37	-0.46	-0.03	0.09	0.32	0.22	0.24	-0.50	-0.62	-0.37	-0.48	0.53	-0.41	0.54	0.13	-0.37	0.49	-0.22	-0.40	-0.36	1						
世代間扶養	-0.02	0.44	0.43	-0.28	-0.32	-0.16	-0.23	0.40	0.27	-0.32	0.42	-0.10	0.46	-0.17	0.55	0.83	0.28	0.78	0.21	0.74	-0.14	1					
a 完全滞納率	0.14	0.47	0.10	0.30	-0.43	-0.59	-0.30	0.23	0.11	-0.31	0.02	-0.23	0.00	-0.24	0.43	0.36	-0.16	0.56	0.08	0.27	-0.28	0.43	1				
b 有滞納率	0.23	0.40	0.07	0.32	-0.35	-0.62	-0.31	0.15	0.00	-0.41	-0.12	-0.16	-0.11	-0.16	0.34	0.21	-0.11	0.44	-0.06	0.13	-0.18	0.33	0.94	1			
c 完全滞納率	-0.11	0.55	-0.01	0.29	-0.55	-0.52	-0.31	0.39	0.40	0.10	0.31	-0.41	0.22	-0.37	0.30	0.42	-0.42	0.54	0.38	0.37	-0.52	0.36	0.90	0.79	1		
d 有滞納率	-0.09	0.54	-0.06	0.31	-0.52	-0.55	-0.34	0.37	0.38	0.12	0.26	-0.39	0.18	-0.34	0.19	0.31	-0.45	0.45	0.35	0.28	-0.50	0.27	0.85	0.84	0.95	1	

注：第 1 号被保険者数の期間平均で重み付けしている。

出所：筆者作成

図表 1 2 推定結果 ①フルサイズ

	分母に全てを含む		納付義務者を分母とする		想定 符号	山田 (2009) の結果	
	(a) 完全滞納率	(b) 有滞納率	(c) 完全滞納率	(d) 有滞納率		完全 滞納率	一部 納付率
平均所得	-0.012*** [0.004]	-0.018*** [0.006]	-0.013** [0.006]	-0.019** [0.009]	—	—	—
臨時・パート	-0.036 [0.027]	-0.005 [0.046]	-0.112** [0.046]	-0.084 [0.067]	+	+	(+)
求人倍率	-0.141 [0.694]	-0.67 [1.189]	-0.505 [1.163]	-1.652 [1.704]	—		
離婚率	4.194*** [1.455]	7.314*** [2.493]	4.686* [2.437]	8.581** [3.571]	+		
個人年金	0.003 [0.028]	0.009 [0.048]	-0.046 [0.047]	-0.043 [0.069]	—		
平均年齢	-1.645*** [0.342]	-3.008*** [0.585]	-0.508 [0.551]	-2.298*** [0.808]	—	(-)	—
女性割合	0.111 [0.403]	0.568 [0.690]	0.86 [0.659]	1.612* [0.965]	—	—	(-)
学生特例利用割合	-1.350*** [0.239]	-1.962*** [0.410]			—		
若年者猶予利用割合	0.864** [0.400]	0.64 [0.685]			—		
全額免除利用割合	-0.839*** [0.080]	-1.171*** [0.138]			—		
一部免除利用割合	0.686*** [0.188]	1.159*** [0.323]	1.254*** [0.269]	1.628*** [0.394]	—		
実質的価値の維持 周知度	-0.032 [0.027]	-0.07 [0.046]	-0.034 [0.045]	-0.067 [0.066]	—	—	—
障害年金周知度	0.009 [0.024]	0.034 [0.040]	0.024 [0.040]	0.057 [0.059]	—	—	(-)
国庫負担周知度	0.053** [0.026]	0.043 [0.044]	0.037 [0.044]	-0 [0.064]	—	+	(+)
受給資格期間周知度	-0.063* [0.032]	-0.034 [0.055]	-0.099* [0.055]	-0.061 [0.081]	—	+	+
納付期間・年金額関係 周知度	-0.073* [0.041]	-0.130* [0.070]	-0.196*** [0.069]	-0.294*** [0.101]	—	(-)	(+)
前納知識	-0.008 [0.026]	0.041 [0.045]	-0.021 [0.044]	0.064 [0.064]	—	—	—
後納知識	0.005 [0.027]	0.003 [0.047]	0.004 [0.046]	0.008 [0.068]	—		
免除知識	0.01 [0.025]	0.035 [0.042]	0.027 [0.042]	0.052 [0.061]	—	+	—
追納知識	-0.028 [0.024]	-0.036 [0.041]	-0.041 [0.040]	-0.05 [0.059]	—	+	+
社会保険料控除知識	0.037 [0.025]	0.037 [0.042]	0.002 [0.042]	0.002 [0.061]	—	—	—
世代間扶養の仕組み 周知度	-0.042 [0.036]	-0.110* [0.062]	0.039 [0.061]	-0.008 [0.089]	—	—	(-)
2005 年調査ダミー	7.369*** [1.406]	5.794** [2.409]	11.270*** [1.975]	10.278*** [2.893]			
2008 年調査ダミー	7.505*** [1.761]	8.029*** [3.017]	11.183*** [2.208]	11.383*** [3.235]			
2011 年調査ダミー	11.413*** [1.751]	11.805*** [3.000]	15.801*** [2.176]	14.905*** [3.188]			
2014 年調査ダミー	11.337*** [2.206]	14.408*** [3.780]	12.485*** [2.630]	14.042*** [3.854]			
R-squared : within	0.921	0.775	0.886	0.764			
R-squared : between	0.122	0.293	0.344	0.427			
R-squared : overall	0.367	0.422	0.544	0.568			
Number of obs	220	220	220	220			

注：* p<0.1, ** p<0.05, *** p<0.01。括弧内は標準誤差。

出所：筆者作成

図表 1 3 推定結果 ②有効求人倍率をドロップ

	分母に全てを含む		納付義務者を分母とする	
	(a)完全滞納率	(b)有滞納率	(c)完全滞納率	(d)有滞納率
平均所得	-0.012*** [0.004]	-0.018*** [0.006]	-0.013** [0.006]	-0.019** [0.009]
臨時・パート	-0.035 [0.026]	-0 [0.045]	-0.108** [0.045]	-0.073 [0.066]
離婚率	4.251*** [1.423]	7.585*** [2.440]	4.933** [2.364]	9.388*** [3.472]
個人年金	0.002 [0.028]	0.008 [0.048]	-0.047 [0.047]	-0.046 [0.069]
平均年齢	-1.634*** [0.336]	-2.952*** [0.576]	-0.468 [0.542]	-2.168*** [0.796]
女性割合	0.091 [0.389]	0.473 [0.668]	0.802 [0.643]	1.421 [0.944]
学生特例利用割合	-1.350*** [0.238]	-1.960*** [0.409]		
若年者猶予利用割合	0.860** [0.398]	0.619 [0.683]		
全額免除利用割合	-0.841*** [0.079]	-1.183*** [0.136]		
一部免除利用割合	0.695*** [0.182]	1.204*** [0.312]	1.278*** [0.262]	1.707*** [0.385]
実質的価値の維持 周知度	-0.032 [0.027]	-0.07 [0.046]	-0.034 [0.045]	-0.067 [0.066]
障害年金周知度	0.008 [0.023]	0.031 [0.040]	0.022 [0.040]	0.05 [0.058]
国庫負担周知度	0.053** [0.026]	0.043 [0.044]	0.037 [0.043]	-0 [0.064]
受給資格期間周知度	-0.062* [0.032]	-0.03 [0.055]	-0.096* [0.054]	-0.051 [0.080]
納付期間・年金額関係 周知度	-0.073* [0.041]	-0.132* [0.070]	-0.199*** [0.069]	-0.301*** [0.101]
前納制度周知度	-0.009 [0.026]	0.039 [0.045]	-0.022 [0.043]	0.06 [0.064]
後納制度周知度	0.006 [0.027]	0.007 [0.046]	0.008 [0.045]	0.018 [0.067]
免除制度周知度	0.01 [0.024]	0.035 [0.042]	0.027 [0.042]	0.053 [0.061]
追納制度周知度	-0.028 [0.024]	-0.036 [0.041]	-0.042 [0.040]	-0.052 [0.059]
社会保険料控除 周知度	0.037 [0.025]	0.036 [0.042]	0 [0.042]	-0.005 [0.061]
世代間扶養の仕組み 周知度	-0.041 [0.036]	-0.106* [0.062]	0.043 [0.060]	0.004 [0.089]
2005 年調査ダミー	7.251*** [1.278]	5.235** [2.191]	10.930*** [1.809]	9.168*** [2.656]
2008 年調査ダミー	7.374*** [1.634]	7.409*** [2.802]	10.768*** [1.986]	10.027*** [2.917]
2011 年調査ダミー	11.352*** [1.720]	11.516*** [2.949]	15.625*** [2.132]	14.330*** [3.132]
2014 年調査ダミー	11.238*** [2.144]	13.937*** [3.678]	12.163*** [2.517]	12.988*** [3.696]
R-squared : within	0.921	0.775	0.886	0.762
R-squared : between	0.122	0.291	0.355	0.457
R-squared : overall	0.365	0.419	0.548	0.586
Number of obs	220	220	220	220

※①フルサイズの推定と比べると、(d)における女性割合の有意性が異なる。

注：* p<0.1, ** p<0.05, *** p<0.01。括弧内は標準誤差。

出所：筆者作成

附表1 マクロデータによる先行研究一覧(1/3)

	小椋, 千葉 (1991)	駒村 (2001)	丸山, 駒村 (2005)
着眼点	相対的国民年金保険料率上昇の影響	未納率の決定要因	非典型労働者、失業者は未納しやすいか
データ	「国民所得統計」、「労働力調査」、「事業年報」	「事業年報」、「家計調査」、「職業安定業務統計」、「学校基本調査」、「住民基本台帳」、「国勢調査」	①「学校統計基本調査」「県民経済計算年報」などの都道府県レベル集計データ ②「数字で見る年金」、「国勢調査」、「市町村税課税状況等の調べ」、「人口推定」などの市区町村レベル集計データ
分析対象サンプル	国民年金非納付率 (1972-1988年)	国民年金未納率：1991-1998年 (都道府県データ)	①都道府県レベル集計データ (1994-2002年度) ②市区町村レベル集計データ (1994年度、2001年度)
計測モデル	OLS 推定、コクラン・オーカット法による OLS 推定	Pooled OLS 推定 (年ダミーを使用)	①都道府県別データ：Pool および Panel 推定 ②市区町村別データ：年度ごとに Cross-sectional 推定
被説明変数	非納付率 = 免除率 + (1 - 免除率) × (1 - 検認率)	国民年金未納率 (= 100 - 検認率)	①都道府県別国民年金納付率 ②市区町村別国民年金検認率
説明変数	①国民年金保険料が、(農林水産業も含めた) 自営業主一人当たり所得に占める比率 (%) ②被保険者に占める任意加入者の割合 (第1式は①のみの単回帰、第2式は①と②の重回帰)	家計消費支出額 有効求人倍率 大学進学率 20-24歳人口比率 人口集中度 (全域に占める人口集中地区の割合) 年ダミー (1991年を基準)	①都道府県別 高卒無業者率 大卒一時的な仕事率 大卒無業者率 一人当たり県民所得 30歳代比率 (20-59歳に占める) 年度ダミー ②市区町村別 失業率 一人当たり所得 単身世帯比率 第三次産業比率 (非典型労働者比率の代理変数) 30歳代比率 (20-59歳に占める) ※30歳代比率は年金信頼度の代理変数とされている。
主な結果	(第1式、第2式ともに) 相対的国民年金保険料率が1%上昇すると、非納付率は4%上昇する。コクラン・オーカット法による推定は、第1回の適用で誤差の系列相関がほぼ問題なくなる。	消費額、有効求人倍率、大学進学率の増加は未納率を有意に下げる (ただし、消費額の係数は相対的に小さい)。20-24歳人口比率や人口集中度が高いと未納率を有意に上げる。1997,98年に未納率が急上昇。	①都道府県別 大卒・高卒無業者率や大卒一時的仕事率が高まると未納が増える。県民所得増加は Pooled では未納を増やすが Panel では県民所得は安定的でない。年固定効果 (符号は正) は安定的に減少しているが、1997,2002年度に特に急減。 ②市区町村別 失業率が上がると未納が増える (2001年度の方が影響大)。30歳代比率の符号は、1994年度は正、2001年度には負 (若者の年金離れが進行)。単身世帯比率、第三次産業比率の上昇は納付率を下げる。
政策含意	国民年金保険料が上がるたびに非納付率は増加すると予想される。	保険料負担増の未納への影響は相対的に小さい。	経済変動・雇用環境の変化が納付率に大きく影響する。

附表2 マクロデータによる先行研究一覧(2/3)

	山口(2007)	山口,佐藤(2008)
着眼点	都道府県別の納付率決定要因	国民年金・国民健康保険の納付行動の関係
データ	「社会保険事業の概況」	「公的年金加入状況等調査」
分析対象サンプル	都道府県別納付率(1997-2002)	都道府県別納付率(1998,2000,2002年)
計測モデル	同時方程式(二段階最小自乗法)	同時方程式(二段階最小自乗法)
被説明変数	①納付率(Pay)	(1)(2)①納付率(Pay) (3)①未納率
説明変数	<p>①(a) $f(\text{unv}, \text{DI}, \text{LI}, \text{s})$ ①(b) $f(\text{unv}, \text{LI}, \text{NF}, \text{ue})$ ①(c) $f(\text{DI}, \text{LI}, \text{s}, \text{pop})$ ①(d) $f(\text{NF}, \text{s}, \text{B}, \text{ue})$ ①(e) $f(\text{NF}, \text{s}, \text{ue}, \text{pop})$</p> <p>②(a) 大学生率($\text{unv}$) = $f(\text{NF}, \text{s}, \text{pop})$ ②(b) 大学生率(unv) = $f(\text{LI}, \text{NF}, \text{pop})$ ③病死者指数(DI) = $f(\text{NF}, \text{s}, \text{pop})$ ④1人当たり生命保険保有契約残高(LI) = $f(\text{Pay}, \text{NF}, \text{s}, \text{pop})$ ⑤1人当たり人員(NF) = (a) $f(\text{unv}, \text{B}, \text{ue})$ ⑤1人当たり人員(NF) = (b) $f(\text{DI}, \text{s}, \text{pop})$</p> <p>外生変数は、1人あたり預金残高($\text{s}$)、出生率($\text{B}$)、完全失業率($\text{ue}$)、人口密度($\text{pop}$)。</p>	<p>(1) 基本モデル ① $f(\text{EN}, \text{MQ}, \text{NF}, \text{s})$</p> <p>②国民健康保険加入率($\text{EN}$) = $f(\text{Pay}, \text{DI}, \text{UE})$ ③1人当たり医療費(MQ) = $f(\text{Pay}, \text{X}, \text{SR}, \text{MD})$ ④1人当たり生命保険保有契約残高(LI) = $f(\text{Pay}, \text{EN}, \text{s})$ ⑤病死者指数(DI) = $f(\text{NF}, \text{SR}, \text{MD}, \text{pop})$ ⑥1人当たり人員(NF) = $f(\text{unv}, \text{s}, \text{B})$ ⑦大学生率(unv) = $f(\text{LI}, \text{B}, \text{pop})$</p> <p>外生変数は、県民貯蓄($\text{s}$)、国民負担率($\text{X}$)、完全失業率($\text{UE}$)、喫煙率($\text{SR}$)、1人あたり医師数($\text{MD}$)、出生率($\text{B}$)、人口密度($\text{pop}$)</p> <p>(2) (1)の①式に学生特例ダミー、半額免除ダミーを追加したもの</p> <p>(3) 意図的にかんがりの変更を加えたモデル ①未納率 = $f(\text{平均寿命}, \text{LI}, \text{pop}, 20\text{歳代比率}, 1\text{人当たり年金保険料率}, \text{学生特例ダミー}, \text{半額免除ダミー})$ ②平均寿命 = $f(\text{s}, \text{pop}, \text{DI})$ ③ $\text{LI} = f(\text{未納率}, \text{s}, \text{pop}, \text{ue})$ ④ $\text{s} = f(\text{平均寿命}, \text{LI}, \text{pop}, 1\text{人当たり年金保険料率}, \text{B})$</p>
主な結果	<p>大学生率、一人当たり預金残高、出生率、完全失業率、人口密度が高いほど納付率が下がる。病死者指数、一人当たり生命保険保有契約残高が高いと納付率が上がる。 学生特例・半額免除ダミーの係数は負。 保険料率、若者比率が高いほど納付率が下がる。 寿命が長いほど納付率が上がる。</p>	<p>健康保険加入の増加、医療費の低下、県民貯蓄の減少は年金納付率を上げる。</p>
政策含意	負担増給付減を続けると貯蓄に流れるなど不信感が顕在化する。	健康保険加入の増加や医療費の削減が年金納付率を上昇させる。

附表3 マクロデータによる先行研究一覧（3/3）

	中橋（2011）	齊藤（2011）
着眼点	生活保護・個人年金は国民年金の代替か	地域要因が納付率に与える影響
データ	「国民年金の加入・納付状況」、「県民経済計算年報」、「学校基本調査報告書」、「社会福祉行政業務報告」、「インシュアランス 生命保険統計号」	「国民年金の加入・納付状況」、「県民経済計算」、「国勢調査報告」、「人口動態統計」、「就業構造基本調査」
分析対象サンプル	都道府県別未納率（1994-2006年）	都道府県パネルデータ（1989-2005年）
計測モデル	固定効果モデル	固定効果モデル
被説明変数	都道府県別国民年金未納率（100%-検認率）	都道府県別国民年金保険料納付率
説明変数	1人あたり県民所得 高卒無業者率 生活保護率 （1年前）個人年金保有契約率 時間固定効果 ※個人年金保有契約率が有意にならなかったため、これを除いた推定もしている（第2式）	1人あたり県民所得率（1人あたり県民所得÷全国の1人あたり県民所得） 完全失業率 離婚率 自営業率
主な結果	生活保護率の上昇は未納を増やすが、個人年金保有契約率は有意でない。 2004年から2005年にかけて、国民年金未納率が低下。	1人あたり県民所得率が高くなると納付率が上がる。 完全失業率、離婚率、自営業率が高くなると納付率が下がる。
政策含意	生活保護を国民年金と同じ給付水準にすることが求められる。	納付率上昇には雇用問題の解決が不可欠。

出所：駒村、山田（2007 pp.36-39）の表をもとに加筆・修正。

附表4 ミクロデータによる先行研究一覧（1/4）

	小椋,角田 (2000)	阿部 (2001)
着眼点	社会保険料負担増加の影響	免除制度改正の影響
データ	「国民生活基礎調査」個票 (1986,1989,1992,1995年)	「所得再分配調査」(1996年) 個票
分析対象 サンプル	所得票が得られた国民健康保険加入世帯 かつ世帯主が20-59歳である世帯(12897 世帯)	20-59歳で被保護世帯でなく、年金受給者 でもないものを抽出。その中から「国民 年金第1号被保険者」と「国民年金未加 入者」を抽出。さらに専業主婦、学生を 除いた2814人(2006世帯)。 ①全サンプル、②最多所得者、③最多 所得者以外の世帯員を分析。
計測モデル	GLS 推定	国民年金に加入するか否かのセレクショ ンを伴う Probit with Sample Selection 推定
被説明変数	納付率 = 支払社会保険料 ÷ 完全保険料 (完全保険料 = 全ての国民健康保険被保 険者に国民年金保険料が請求されると仮 定した場合の推定社会保険料)	納付 = 「1」 ※未納者の定義は、「所得税課税であり保 険料を1円も払っていない者」
説明変数	1 / 完全保険料 世帯所得 / 完全保険料 貯蓄 (推定値) / 完全保険料 世帯人員数 単身世帯ダミー 世帯主職種ダミー (自営業を基準) 配偶者職種ダミー (自営業を基準) 世帯主女性ダミー 世帯主年齢ダミー (45-49歳を基準) 居住地地域ダミー (南関東を基準) 都市規模ダミー (人口5-15万を基準) 調査年ダミー (1986年調査を基準) 世帯主生年ダミー (1946-1950年を基準) 世帯主健康意識ダミー (普通以上を基 準)	保険料率 = 国民年金保険料 (免除に該当 すれば0) ÷ 等価世帯所得 (世帯所得を 世帯人員数で調整したもの) 女性ダミー 年齢 生命保険加入ダミー 個人年金加入ダミー 居住地規模ダミー (郡部を基準)
主な結果	①GLS推定式の両辺に完全保険料を乗じ る(被説明変数を支払社会保険料とみ る)と、 (1)世帯所得が1万円増加すると支払 社会保険料が224円増加。 (2)世帯貯蓄が1万円増えると支払社 会保険料が138円減少する。 ②単身世帯は非単身世帯比14%納付率が 高く、世帯人員が一人増えると納付率は 3.6%減少する。 ③世帯主が非自営業だと有意に納付率が 下がり、世帯主が20-24歳だと納付率が 20%減少する。 ④後の調査年ほど納付率が低い。1956- 65年生まれは有意に納付率が低い。	①②(同様の結果) 保険料率は未納に大きく影響。 生命保険加入は未納を増やすが、個人年 金加入は有意な結果が出なかった。 大都市ほど納付率が下がる傾向は、明確 には確認されなかった(人口5万以上15 万以下の市が最も未納が多い)。 ③は性別が有意でなくなり、人口15万以 上の市が有意に負となる。
政策含意	給付増加を伴わない負担増の結果、社会 保険からのドロップアウトが発生。	保険料率は未納率に影響するため、半額 免除の導入は未納率を減少させる。

注：阿部(2001)は、未加入要因の分析を含む。

附表5 ミクロデータによる先行研究一覧（2/4）

	中嶋, 杵臼, 北村 (2005)	中嶋, 臼杵 (2005)	杵臼, 中嶋, 北村 (2007)
着眼点	主観的要因を含む幅広い要因の検討	主観的要因の検討	先行研究の課題を踏まえた未納要因分析
データ	行動経済学的実験の被験者（第1号被保険者）219人に対するアンケート調査	中嶋, 杵臼, 北村 (2005)と同じ	中嶋, 杵臼, 北村 (2005)と同じサンプルから、学生を除いたもの（ただし、非正規労働者を中心とした55サンプルとなっている）
分析対象サンプル	(A) 上記サンプル全体（学生55サンプル、非正規労働者を中心とした56サンプル、未納未加入者55サンプル、自営業者53サンプル：計219サンプル） (B) 年収130万円以上の112サンプル	年収130万円以上の被験者99人（中嶋, 杵臼, 北村 (2005)より13サンプル少ない）	①～③全163人分のデータ ④未加入・未納・完納者を除いたサンプル
計測モデル	ステップワイズ法（変数増加法）により変数を選択し、重回帰分析	クロス集計表による分析	①④順序プロビット推定 ②③プロビット推定
被説明変数	過去24ヶ月の納付実績（「1：24ヶ月全納」～「5：全く納めなかった」の5段階と、「6：未加入のため納めていない」）	中嶋, 杵臼, 北村 (2005)と同じ	①納付実績（完納を「1」～未加入・未納付を「5」） ②未加入・未納を「1」、それ以外を「0」 ③完納を「1」、それ以外を「0」 ④①の指標のうち、「2」だいたい納めた～「4」あまり納めなかった
説明変数	①流動性制約要因（本人税込収入など） ②老後生活以外の準備（住宅のための貯蓄など） ③逆選択（主観的余命） ④リスク回避性向（傘持参降水確率など） ⑤時間割引率 ⑥双曲型時間割引 ⑦他の老後準備あり（老後を国民年金で賄える割合など） ⑧年金制度不信（保険料を浪費されていると思うかなど） ※上からステップワイズ法で変数選択し、以下の5属性を加えて重回帰 (1) 女性ダミー (2) 35歳以上ダミー (3) 非正規労働者ダミー (4) 既婚ダミー (5) 世帯人数	世帯収入 年齢 主観的割引率 双曲的時間割引 リスク回避性向（傘持参降水確率） 予想寿命	本人収入ダミー（130万以下、130万超～300万以下） 主観的な余命 リスク回避度 主観的割引率 収益率低下への不安 年金制度への不信 自営業ダミー 有配偶者ダミー 女性ダミー 年齢40歳以下ダミー
主な結果	(A) 全サンプル ①持ち家かつローンなしだと未納になりにくい。 ③主観的余命が短いと未納になりやすい。 ⑦老後を国民年金で賄える割合がゼロに近いと未納になりやすい。 (1) 女性の方が未納になりやすい。 (3) 非正規労働者は未納になりやすい。 (B) 年収130万以上サンプル ①個人の税込収入・生活費家賃の相対的重要度が高いと未納になりにくい。 ⑤時間選好率の相対的順位が高いと未納になりやすい。	予想寿命が短いほど納付実績は悪い	①収入が低いと未納が増える。 主観的余命が長いと未納は減少。 主観的割引率が大きいと未納が増える。 収益率低下への不安が大きいほど未納が増える。 ②年収が低いと未納が増える。 ③年収が低いと完納は減少。 リスク回避度が高いと完納は増える。 主観的割引率が大きいほど完納は減る。 収益率低下への不安は完納を減らす。 ④はいずれも10%水準で有意にはならなかった。 ※なお、収益率低下への不安につきコホート効果を別途分析しているが、コホート効果は必ずしも認められない。
政策含意	上記結果は経済学的に合理的だが、主観的余命は事実誤認の可能性も。	中嶋, 杵臼, 北村 (2005)と同じ。	免除制度活用が不徹底。

注：杵臼, 中嶋, 北村 (2007) では、加入納付意思を被説明変数とする分析も行われている。

附表6 ミクロデータによる先行研究一覧（3/4）

	駒村,山田 (2007)	鶴飼,村上 (2008)
着眼点	双曲型時間割引等が未納に与える影響	未納行動に影響する要因（年金信頼度）
データ	「年金等に関する意識調査」（2005年9-10月） 個票（「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究プロジェクト」において実施）	「RISS 国民年金納付者行動 Web 調査」（2007年9月）
分析対象サンプル	欠損値などがあるサンプルや通学者、年金受給者を除く824サンプルのうち、国民年金グループ256サンプル（具体的には①国民年金加入者（国民年金に加入しており、保険料を毎月支払っている者+免除者）、②公的年金未加入者、③国民年金を納めていない者。なお、国民年金未納者を②+③と定義。）	学生を除く国民年金第1号被保険者（2000サンプル）から、納付免除者を除外（1682サンプル）
計測モデル	プロビット推定	①ロジスティック回帰（変数減少法：尤度比） ②ウィルコクスン順位和検定
被説明変数	未納＝「1」	①一度も納付していない場合「0」 ②帰無仮説：対象集団のうち、納付者と未納者との年金信頼度に差はない
説明変数	年齢（歳） 女性ダミー 学歴ダミー（高卒、短大・高専卒、大卒・院卒） 本人仕事収入（万円） 世帯全体の収入平均よりかなり少ないダミー 60歳までに25年加入不能ダミー 主観的寿命の平均寿命からの乖離（歳） （100-傘携行予想降水確率）/100 株式投資しないダミー 主観的割引率、双曲型時間割引 世帯借入金（万円） 世帯金融資産（万円） 持ち家ダミー 居住地（郡・町村、政令指定都市）ダミー	①以下の20変数から有意性の観点から9つに絞り込み。 （1）男女、年齢、配偶者の有無、世帯収入、個人年収、世帯人員、世帯貯蓄、本人学歴 （2）他人を正直だと思うか、他人を信頼するか、他人を善良だと思うか、ほとんどの人が他人を信頼していると思うか、ほとんどの人は信頼できるか （3）テレビ報道への信頼度、新聞報道への信頼度、インターネット情報への信頼度、隣近所の噂への信頼度、友人・知、人からのメール・電話への信頼度、週刊誌・月刊誌への信頼度 （4）国民年金制度への信頼度
主な結果	年齢とともに未納率が減少するが、60歳までに25年加入不能となると、未納率が急上昇する。中卒より高卒・短大・高専卒の方が納付率が高い。 高い時間割引率をもつと未納率が高くなる。 政令指定都市居住者は未納率が高い。 双曲型時間割引をもつと、未納率が高くなる。	①（1）配偶者あり、世帯貯蓄が多い、本人高学歴は納付率を高める。 （2）他人を正直と思うほど納付率が上がり、他人を善良と思うほど納付率が高まる。 （3）新聞報道への信頼は納付率を高めるが、インターネットへの信頼は納付率を下げる。 （4）年金制度への信頼度は納付率を高める。 ②納付者と未納者とは年金信頼度に有意な差がある。
政策含意	パターナリスティックな立場から年金の強制加入を正当化できる。	年金制度への信頼度を高める必要がある。

注1：鶴飼,村上（2010）は、鶴飼,村上（2008）における標本の歪みを年齢割付により補正し、変数減少法により再分析している。その結果、世帯貯蓄、学歴、年金信頼度は同様の結果となったが、それ以外は全て有意でなくなっている。すなわち、年齢割付による補正を行うことで大きく結果が異なることが確認された。なお、補正により母集団に似通った標本になったものの、厳密には母集団を反映していないとしている。

注2：駒村,山田（2007）では、国民年金が任意加入であった場合の納付意思を被説明変数とする分析も行っている。

附表7 ミクロデータによる先行研究一覧（4/4）

	山田（2009）	四方，駒村，稲垣，小林（2012）	暮石（2016）
着眼点	知識不足が納付行動に与える影響	国民年金給付額知識の影響	社会とのつながりの影響
データ	「2002年国民年金被保険者実態調査」個票	「国民年金納付者行動調査」（関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構）Web調査（2009年2月）	「生活と支え合いに関する調査」（国立社会保障・人口問題研究所：2012年7月実施）のマイクロデータ（厚生労働省「2012年国民生活基礎調査」で設定された福島県以外の調査地区（1102地区）内から無作為に選ばれた調査地区（300地区）に居住する世帯主および20歳以上の個人を対象）
分析対象サンプル	約5万サンプルからクリーニング後約3万。そこからさらに学生を除き、免除・学生特例利用者を除くサンプル。	あらかじめ性別・年齢階級別・地域ブロック別のサンプル数を定め、そのサンプル数に到達するまで登録モニター（学生を除く第1号被保険者）の回答を受け付け（9050サンプル）、未記入等の無効回答を除いたもの（実際に集計した客体数は5325サンプル）	学校を出た後に初めてした収入を伴う仕事が自営業、家族従業員、内職、その他、および雇用者のうち職場での呼称がパート、もしくはアルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託、その他である60歳未満の個人のうち、利用する変数の情報がある者（2407人）
計測モデル	多項ロジット推定	プロビット推定	プロビット推定
被説明変数	完納、一部納付、未納（各被説明変数に対する限界効果の和が1）	保険料を納めていない場合「1」（今まで全て未納かつ免除なし）	20歳から現在までに保険料免除や猶予を受けずに保険料を支払わなかったことがある場合を「0」
説明変数	女性ダミー 年齢、年齢2乗 等価所得、等価所得2乗 都市規模ダミー 生命保険・個人年金保険料 就業形態ダミー 各種年金知識ダミー	（1）「予想給付額」と、その給付額をわからないと回答した「予想給付額不明ダミー」 （2）「傘持参降率確率」、「危険資産選好」のダミー変数 （3）「一般的信頼度指標」、「年金制度信頼度」 （4）世帯収入、世帯貯蓄額、職種、学歴、性別、年齢、配偶関係、子どもとの同居の有無	（1）社会的ネットワークによる支援ダミー（各項目につき、頼れる人がおり、かつ助けを必要としている時に助けると答えた場合に1） ①道具的（手段的）サポート（5項目） ②情緒的サポート（5項目） （2）社会との接触頻度（会話頻度・会話回数） （3）（9種の）会・グループに参加ダミー （4）コントロール変数（年齢、性別、所得階級、学歴、現在働いているか、初職が自営業、子供の数、世帯類型、地域ブロック）
主な結果	免除制度を知っていると未納確率は下がるが、一部納付確率は上がる。常用雇用、臨時・パートは未納確率が高い（対自営業者比）。未納確率は35歳に向けて下がった後、反転。年金知識は未納確率を下げる傾向にあるが、符号や有意性は必ずしも安定していない（附表10参照）。	（1）年金の予想給付額が高くなればなるほど未納率は低下するが、8万円を超えると未納率は上昇する。 （2）高い傘持参降率確率、危険資産の選好は未納率を上げる。 （3）一般的信頼度、年金制度への信頼度の高さは未納率を下げる。 （4）世帯収入が高いほど未納率は下がる。世帯貯蓄100万未満だと未納率が高まる（対100万以上500万未満比）。教育水準が高くなるほど未納率は下がる。 ※高学歴ほど年金給付額を「知らない」と回答する割合が減少している。	（1）①「いざというときの高額のお金の援助」は納付率を上げる。 （2）接触頻度は有意な関係なし。 （3）「労働組合」、「職場内の会やグループ」、「同じ学校出身者の会やグループ」への参加は納付率を上げる。 「宗教団体」への参加は納付率を下げる。
政策含意	免除制度は流動性制約要因を緩和。	正確な年金受給額の通知が必要。	会・グループへの参加が増えると未納が減る。

注：四方ほか（2014）は、国民年金保険料支払可能額を被説明変数とした分析も行っている。暮石（2016）は、未加入を被説明変数とする分析を主な内容としたものである。

出所：駒村，山田（2007 pp.36-39）の表をもとに加筆・修正

附表8 マクロデータによる先行研究の結果一覧

未納要因		中橋 (2011)	齊藤 (2011)	山口,佐藤 (2008)	山口(2007)(1)					山口(2007)(2)					山口 (2007) (3)	丸山,駒村 (2005)		駒村 (2001)	小椋,千葉 (1991)
					(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)		①	②		
保険料率	保険料÷1人あたり所得														+				+
就業状況	自営業率		+																
	第3次産業比率																+		
経済環境	1人あたり県民所得	(-)注1	-													+	+		
	県民貯蓄			+															
	1人当たり預金残高				+		+	+	+	+		+	+	-					
	家計消費支出額																	-	
	失業率		+				+	+	+		(-)		+	+			+		
	有効求人倍率																	-	
	高卒無職者率	-														+			
	大卒一時的な仕事率															+			
	大卒無職者率															+			
	生活保護率	+																	
代替行動	国民健康保険加入率			-															
	1人あたり生命保険契約高				-	(-)	-			-	-	-			-				
	個人年金保有契約率	(-)																	
年齢	平均寿命														-				
	若者比率(30代比率など)														+	+	±注2	+	
制度要因	学生納付特例ダミー									(+)	+	(+)	+	(+)	+				
	半額免除ダミー									+	+	+	+	+	+				
学歴	大学生率				+	+				+	+								
	大学進学率																	-	
家族形態	離婚率		+																
	出生率						+						+						
	単身世帯比率																+		
	1世帯あたり人員			(+)		+		-	+		-		-	+					
都市規模	人口密度・人口集中度						+	+				+	+	+				+	
健康面	病死者指数																		
	1人あたり医療費			+															

(表の見方1) 先行研究における実際の被説明変数に関わらず、未納率が被説明変数であるとみなして、各説明変数の符号を示している(10%水準で有意にならなかったものは、括弧でくくっている)。例えば、齊藤(2011)は納付率を被説明変数としており、自営業率の係数は有意に負であったが、この表では「+」(自営業率の上昇は未納率を高める)としている。

(表の見方2) 山口(2007)の(1)～(3)及び(a)～(e)については、附表2参照。

(表の見方3) 丸山,駒村(2005)の①は都道府県データ、②は市区町村データである(附表1参照)。

(注1) 個人年金保有契約率を外した推定では「-」になっている。

(注2) 30代比率の係数が、1994年度は「-」、2001年度は「+」になっている。

出所：各先行研究をもとに筆者作成

附表9 ミクロデータによる先行研究の結果一覧（1/2）

未納要因		暮石 ^{注1} (2016)	四方他 (2012)	山田(2009)		鶴飼,村上 (2008) ^{注2}	駒村,山田 (2007)	杵臼他(2007)		中嶋他(2005)		阿部 (2001)	小椋,角田 (2000) ^{注3}
				(a)	(b)			①	③	(A)	(B)		
流動性 制約	本人収入					×	(0)	—	—	×	—		
	等価所得 ^{注4}			— ^{注5}	— ^{注5}								
	世帯収入・世帯所得		—			×							+
	世帯貯蓄		—			—							—
	世帯金融資産							(0)					
	保険料率(保険料÷所得)											+	
持ち家	持ち家あり						(—)						
	持ち家ありかつローンなし									—	×		
就業状況	非正規		+	+	(+)					+	(+)		(+)
	無職		+	(+)	—		(+)						—
	常用雇用			(+)	(0)								—
	自営業主・家族従業者			—	—			(—)	(—)				基準
教育水準	相対的に高学歴		—			—	—						
性別	女性であること		—	—	(—)	×	(—)	(+)	(+)	+	(+)	+ ^{注6}	(—) ^{注7}
家族形態	子供と同居		—										
	配偶者あり		—			—	(+)	(+)	(—)	(+)	(+)		
	世帯人数(本人含む)					×				(—)	(+)		—
年齢	歳		—	(—) ^{注4}	— ^{注4}	×	—					—	
	20～24歳比率												—
25年 納付要件	35歳以上									(—)	(—)		
	40歳以下							(+)	(+)				
	60歳までに25年納付不能				+? ^{注4}		+						
逆選択	主観的余命の長さ						(0)	—	(—)	—	×		
	健康意識が悪い												—
主観的 割引率	主観的割引率						+	+	+	×	+		
	双曲的時間割引						+						
リスク 回避性向	傘携行降水確率(危険愛好度)		+				(—)			×	×		
	危険資産選好(危険愛好度)		+				(—)						
	諺の利用(リスク回避度)							(—)	—	×	×		
老後を国民年金で賄える割合										+	×		

附表10 ミクロデータによる先行研究の結果一覧(2/2)

未納要因		暮石 ^{注1} (2016)	四方他 (2012)	山田(2009)		鶴飼,村上 (2008) ^{注8}	駒村,山田 (2007)	杵臼他(2007)		中嶋他(2005)		阿部 (2001)	小椋,角田 (2000) ^{注3}
				(a)	(b)			①	③	(A)	(B)		
代替行動	個人年金保険料・個人年金加入 ^{注8}			—	—							(+)	
	生命保険料・生命保険加入 ^{注8}			—	—							—	
年金不信	年金制度への不信		+			+		(-)+ ^{注10}	(+)+ ^{注10}				
各種 信頼度	他人への信頼度		—			± ^{注8}							
	新聞報道への信頼度					—							
	ネット情報への信頼度					+							
	知人のメール・電話への信頼度					—							
社会的 つながり	いざという時の高額な援助	—											
	労働組合加入	—											
	職場・出身学校グループに参加	—											
	宗教団体に参加	+											
都市規模	人口15万以上											(+) ^{注6}	—
	人口5~15万											+	基準
	人口5万以下											(+)	+
	群・町村部			(+)	(+)		(-)					基準	+
	政令指定都市			(-)	—		+						(-)
年金知識	予想給付額		8万円で最小										
	物価水準維持の維持			—	—								
	障害年金			(-)	—								
	国庫負担			(+)	+								
	受給資格要件			+	+								
	任意加入			(+)	—								
	国民年金保険料控除			—	—								
	納付期間・年金額関係			(+)	(+)								
	世代間扶養の仕組み			(-)	—								
	収納機関拡大			—	(+)								
	前納制度			—	—								
	追納制度			+	+								
免除制度			—	+									

- (表の見方1) マクロデータのとおりと同様に、先行研究における実際の被説明変数に関わらず、未納率が被説明変数であるとみなして、各説明変数の符号を示している(10%水準で有意にならなかったものは、括弧でくくっている)。
- (表の見方2) 山田(2009)、駒村,山田(2007)における「(0)」は、係数の値が0.000とほぼゼロとなっているものである。
- (表の見方3) 就業状況、都市規模における「基準」は、ダミー変数の基準となっていることを示す。
- (表の見方4) 中嶋他(2005)、鶴飼,村上(2008)における「×」は、ステップワイズ法により採択されなかったことを示す。
- (表の見方5) 山田(2009)の(a)は被説明変数が未納であるとき、(b)は被説明変数が一部納付であるときの符号である(附表7参照)。
- (表の見方6) 中嶋他(2007)の(A)は全サンプル、(B)年収130万円以上を対象にしたものである(附表5参照)。
- (表の見方7) 杵臼他(2007)の①は納付実績(完納～未加入・未納の5段階)を被説明変数にしたもの、③は完納とそれ以外の二値変数を被説明変数にしたものである。なお、②は本人収入のみが「-」となり、④は何も有意にならなかった(附表5参照)。
- (注1) 暮石(2016)には他にコントロール変数がある(附表7参照)が、その推定結果は明示されていないため、表には反映していない。
- (注2) 鶴飼,村上(2008)における標本の歪みを補正して再分析した鶴飼,村上(2010)によると、世帯貯蓄、学歴、年金信頼度以外は全て有意ではなくなった(附表6の注参照)
- (注3) 小椋,角田(2000)の被説明変数は社会保険料全体を含むことに注意が必要である(附表4参照)。
- (注4) 世帯所得を世帯人員で調整したものである。
- (注5) 所得と年齢は2乗項も推定式に含まれており、両者とも(a) (b) いずれも「(0)」となっている。所得については、1乗項と合わせてシミュレーションすると、所得が上がると未納率、一部納付率が下がるというほぼ直線の関係になっている。そのため、所得の1乗項の推定結果は「(0)」であるものの、表では「-」としている。対して、年齢のシミュレーション結果は、未納率は35歳、一部納付率は49歳で最小となる二次曲線となっている。未納率が35歳で最小になっているのは受給資格期間が25年であることが影響していると考えられるため、表の(a)については60歳までに25年納付不能を「+?」としている。
- (注6) ①全サンプル、②最多所得者を対象とした場合の結果は同様であるが、③最多所得者以外の世帯員を対象とすると、女性ダミーは「(-)」、人口15万以上ダミーは「+」になる。
- (注7) 「世帯主が」女性ダミーとなっている。
- (注8) 阿部(2001)は生命保険加入ダミー、個人年金加入ダミーであり、山田(2009)は生命保険料、個人年金保険料である。
- (注9) 「ほとんどの人は基本的に正直であると思っている」だと「+」だが、「ほとんどの人は基本的に善良で親切であると思っている」だと「-」になっている。
- (注10) 「年金不信」を被説明変数にすると①は「(-)」、②は「(+)」であるが、「収益率低下の不安」を説明変数にする場合は①②ともに「+」になっている。

出所：各先行研究をもとに、筆者作成

【参考文献】

- 阿部（2001）「国民年金の保険料免除制度改正--未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』Vol.43, 日本経済研究センター, pp.134-154
- 阿部彩（2003）「公的年金における未加入期間の分析 パネル・データを使って」『季刊社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所, Vol.39, No.3, pp.268-280
- 鵜飼康東,村上雅俊（2008）「国民年金納付者行動 Web アンケート結果の概要と探索的検討」, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター
- 鵜飼康東,村上雅俊（2010）「国民年金納付者行動 Web アンケート結果の概要と探索的検討Ⅱー年金保険料納付者・未納者が持つ意識の差異の検討を中心にー」, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター
- 小椋正立,千葉友太郎（1991）「公平性から見たわが国の社会保険料負担について」『フィナンシャル・レビュー』Vol.19, 財務省財務総合政策研究所, pp.27-53
- 小椋正立,角田保（2000）「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』Vol.51, No.2, 岩波書店 pp.97-110
- 暮石涉（2016）「国民年金の未加入・未納と社会的つながり」『社会保障研究』, Vol.1, No.2, 国立社会保障・人口問題研究所, pp.308-322
- 厚生労働省「一般職業紹介」（2001,2004,2007,2010,2013 年度）
- 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」（1998,2013 年）
- 厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」（2002,2005,2008,2011,2014 年）
- 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報概要」（2001,2004,2007,2010,2013 年度）
- 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報（2015 年度）概要」
- 厚生労働省「2016 年国民生活基礎調査の概況」
- 厚生労働省「2016 年の国民年金の加入・保険料納付状況」
- 厚生労働省「人口動態調査」（2001,2004,2007,2010,2013 年）
- 厚生労働省 第 1 回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会資料「年金制度及び年金業務の概要について」（2013 年 10 月 11 日）
- 厚生労働省 第 5 回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会資料「専門委員会におけるこれまでの議論」（2013 年 12 月 13 日）
- 厚生労働省 第 28 回社会保障審議会 年金事業管理部会資料「受給資格期間短縮に係る対応について」（2017 年 1 月 23 日）
- 厚生労働省年金局（2001 年 9 月）「公的年金制度に関する考え方（第 2 版）」
- 厚生労働省年金局・日本年金機構「公的年金制度全体の状況・国民年金保険料収納対策について（概要）」（2017 年 6 月 30 日）

厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp>)

「日本年金機構の第1期中期目標期間の業務実績の評価結果」(本文)

国税庁「第65回事務年報(2015年度)」

駒村康平(2001)「社会保険料未納の実証分析」丸尾直美,益村真知子,吉田雅彦,飯島大邦『ポスト福祉国家の総合政策』ミネルヴァ書房, pp.107-119

駒村康平,山田篤裕(2007)「年金制度への強制加入の根拠—国民年金未納・未加入に関する実証分析—」会計検査研究 Vol.35, pp.31-49

齊藤由里恵(2011)「国民年金保険料未納率の決定要因—都道府県データによる分析—」『国際公共経済研究』Vol.22, pp.191-198

財政制度等審議会 財政制度分科会(2015年4月27日開催)資料「参考資料(社会保障)」

酒井正(2009)「就業移動と社会保険の非加入行動の関係」『日本労働研究雑誌』Vol.51, No.11, pp.88-103

佐々木一郎(2012)「年金未納問題と年金教育」日本評論社

参議院厚生労働委員会(2016年12月6日)会議録

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/192/0062/19212060062009a.html>)

社会保険庁 第22回社会保障審議会 年金部会資料「国民年金納付実績と今後の収納対策」(2003年7月24日)

社会保障国民会議 第5回所得確保・保障(雇用・年金)分科会(2008年6月4日)資料 「低年金・無年金対策について」、「未納・未加入対策について」

鈴木亘,周燕飛(2000)「国民年金未加入者の経済分析」ディスカッションペーパーNo.508, 大阪大学

鈴木亘,周燕飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』Vol.42, 日本経済研究センター, pp.44-60

鈴木亘,周燕飛(2005)「国民年金未加入者の経済分析:年金未加入者のコホート効果に焦点を当てて」文部科学研究費補助金特定領域研究『制度の実証分析』ディスカッションペーパー No.75

鈴木亘,周燕飛(2006)「コホート効果を考慮した国民年金未加入者の経済分析」『季刊社会保障研究』Vol.41, No.4, 国立社会保障・人口問題研究所, pp.385-395

四方理人,駒村康平,稲垣誠一,小林哲郎(2012)「国民年金保険料納付行動と年金額通知効果」『行動経済学』Vol.5, Association of Behavioral Economics and Finance, pp.92-102

四方理人,村上雅俊,稲垣誠一(2012)「国民年金保険料における未納・免除・猶予・追納の分析」『三田学会雑誌』Vol.104, No.4, 慶應義塾経済学会, pp.569(63)-585(79)

- 四方理人, 村上雅俊, 駒村康平, 稲垣誠一 (2010) 「国民年金保険料の未納・免除・猶予・追納の意思決定についての分析」RCSS ディスカッション ペーパーシリーズ第 105 号, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター
- 臼杵政治, 中嶋邦夫, 北村智起 (2007) 「国民年金 1 号被保険者の加入・納付行動の分析--なぜ、保険料を払わないのか」『リスクと保険』Vo.3, 日本保険・年金リスク学会, pp.21-41
- 関根美貴 (2008) 「国民年金の未納に関する一考察 都市部を中心として」『愛知教育大学研究報告 (芸術・保健体育・家政・技術科学・創作編)』Vol.57, 愛知教育大学, pp.69-75
- 塚原康博 (2005) 「年金における逆選択」『高齢社会と医療・福祉政策』東京大学出版会, pp.3-16
- 中嶋邦夫, 臼杵政治 (2005) 「国民年金の未納要因— 主観的な視点の考慮—」『ニッセイ基礎研究 REPORT』2005 年 6 月号, pp.1-6
- 中嶋邦夫, 臼杵政治, 北村智紀 (2005) 「国民年金 1 号被保険者の加入・納付行動と効果的な情報提供のあり方」平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 (平成 16 年度総括研究報告書)』, ニッセイ基礎研究所, pp.55-75
- 中橋創 (2011) 「国民年金の未納と代替行動」『京都産業大学論集 社会科学系列』Vol.28, 京都産業大学, pp.273-286
- 日本年金機構 HP (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>)
- 「日本年金機構中期計画」 (第 1 期)
- 「20 歳を迎える方へ 国民年金加入手続きのご案内」
- 「20 歳になったら国民年金」
- 松浦弘幸, 野田信雄, 小井手一晴, 福田吉治, 今井博久 (2006) 「離婚率の社会環境的要因の統計的考察 “愛は勝つか?”」『バイオメディカル・ファジィ・システム学会誌』Vol.8, No.1, pp.159-165
- 丸山桂, 駒村康平 (2005) 「国民年金の空洞化問題と年金制度のありかた」城戸喜子, 駒村康平編『社会保証制度の新たな制度設計』慶應義塾大学出版会 pp.223-250
- 山口三十四 (2007) 「同時方程式による国民年金の納付率に関する計量的分析」『経済学論纂 47(3/4)』中央大学, pp.263-282
- 山口三十四, 佐藤真理 (2008) 「国民年金と国民健康保険に関する計量的分析」『尾道大学経済情報論集』Vol.8, No.1 尾道大学経済情報学部, pp.57-79
- 山田篤裕 (2009) 「低所得層における国民年金保険料納付免除の実態—社会保険庁『国民年金被保険者実態調査』個票に基づく実証分析—」『社会政策研究』Vol.9, 東信堂, pp.64-93
- 湯田道生 (2006) 「国民年金・国民健康保険未加入者の計量分析」『経済研究』Vol.57, No.4, 岩波書店, pp.344-356